

第2期新富町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）

令和2年3月

新 富 町

はじめに

近年、核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、教育・保育や地域における子育て支援などへのニーズが多様化しています。

また、社会問題ともなっている児童虐待は、本町においても例外ではなく、これらの未然防止や早期発見の観点から、子育て支援センターでの取組をはじめとする様々な子育て支援事業の重要性はより増しています。

そこで、本町においては、第1期計画を検証し、引き続き子ども・子育て支援新制度の実施主体として、その取組を計画的に推進していくため、「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、更なる子育て環境の整備を図ることを目指します。

本計画の基本理念である「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」に基づき、全ての家庭が安心して子育てを行い、子どもを育てる喜びや生きがいを感じられるような「子育てしやすいまち」を目指してまいります。

最後に、本計画を策定するに当たり、ご尽力をいただきました新富町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、多くの町民の皆様や関係機関・団体の方々から、貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月

新富町長 小嶋 崇嗣

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景及び目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
5 計画の策定体制と策定の経緯.....	3
第2章 新富町の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 人口・世帯等の動向.....	5
2 教育・保育施設の状況.....	11
3 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	13
4 「新富町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況.....	22
5 ニーズ調査結果の概要.....	24
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	38
1 基本理念と基本目標.....	38
2 基本的な視点.....	40
3 家庭・地域・事業者・行政の役割.....	42
4 基本目標と取組方針.....	43
第4章 事業計画	49
1 教育・保育提供区域の設定.....	49
2 教育・保育提供体制の確保.....	51
3 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	56
4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実.....	68
5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進.....	69
第5章 計画の推進体制	70
1 町民や関係機関等との連携.....	70
2 計画の推進・点検体制.....	70
資料編	71
1 新富町子ども・子育て会議条例.....	71
2 新富町子ども・子育て会議条例施行規則.....	73
3 新富町子ども・子育て会議委員名簿.....	74

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。そして、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成 28（2016）年4月、令和元（2019）年 10 月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

新富町においては、平成 21（2009）年度に策定した「新富町次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「新富町子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

その後、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

本町では、「新富町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「第5次新富町長期総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和 2（2020）年度を初年度とする「第2期新富町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。また、この計画は、以下の内容を内包した本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定

○母子保健計画

厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」の趣旨を盛り込んだ計画として策定

○子どもの貧困対策

国の「子どもの貧困対策推進法」や子どもの貧困対策に関する大綱の制定を踏まえ、本町の子どもの貧困対策に関する趣旨を盛り込んだ計画として策定

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第5次新富町長期総合計画」を上位計画とし、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の「地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

3 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅をもたせるなど、柔軟な対応を行います。

4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度～6（2024）年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
新富町子ども・子育て支援事業計画									
					第2期新富町子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

〔アンケート調査の実施〕

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成31（2019）年3月に実施しました。

〔ヒアリング調査の実施〕

本計画の策定に当たり、地域の教育・保育・子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、子育て支援団体に対するヒアリング調査を令和元（2019）年10月に実施しました。

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定に当たっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「新富町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行いました。

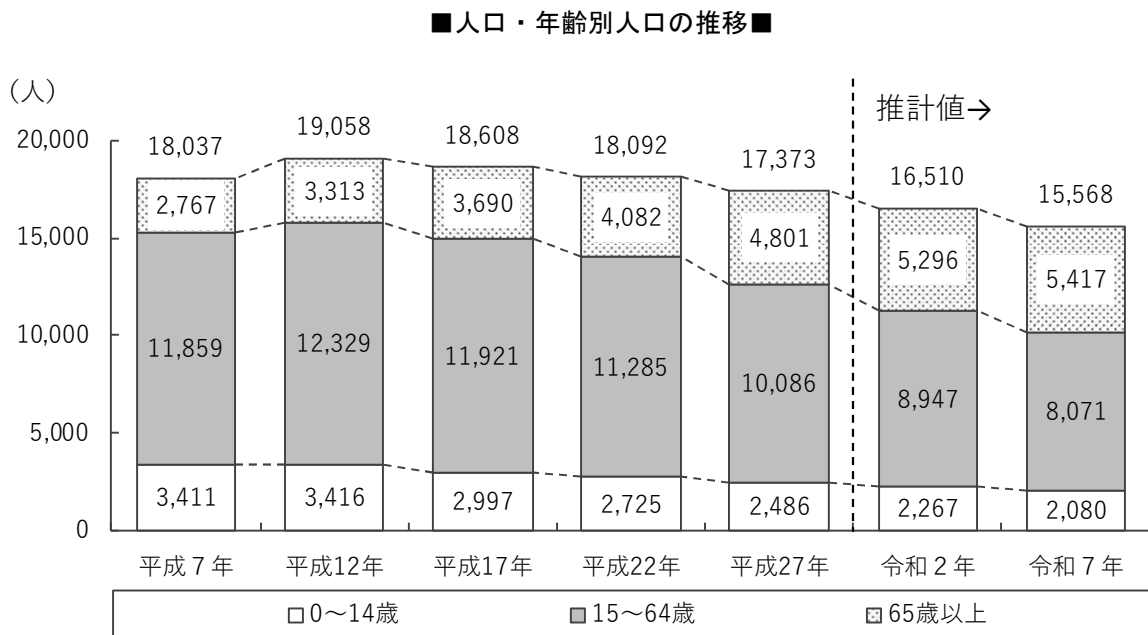
第2章 新富町の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口・世帯等の動向

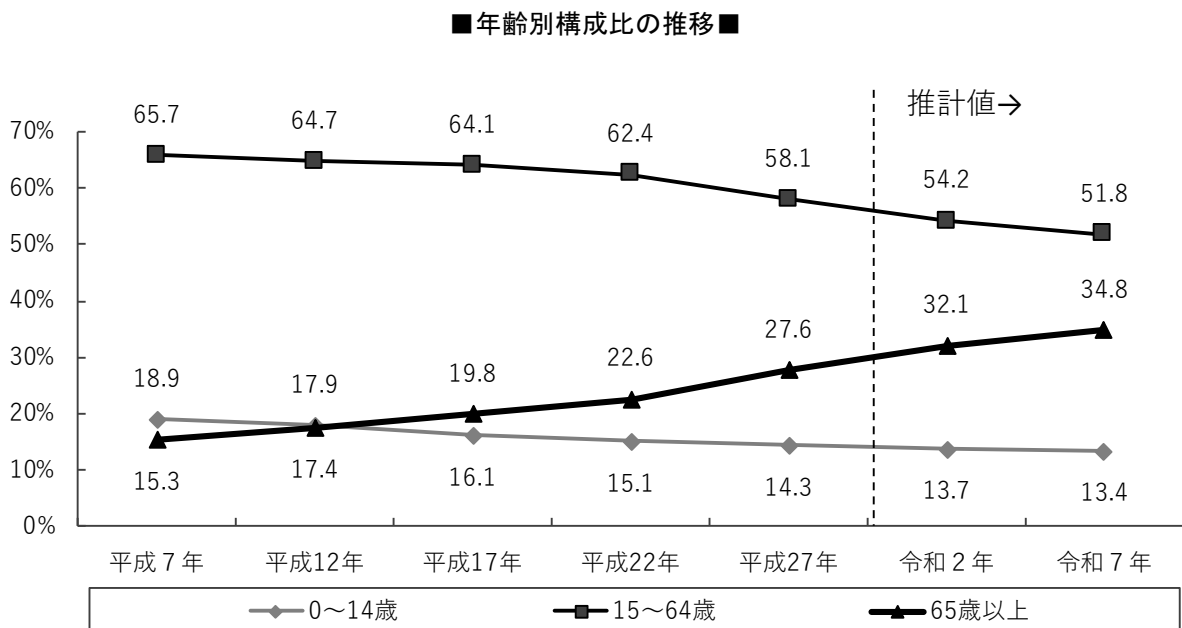
(1) 人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成12年の19,058人をピークに、減少に転じています。減少幅が次第に大きくなっていき、少子化の影響等もあり、令和7年は15,568人と推計されています。

年齢層別にみると、0～14歳の人口、割合とも減少し、65歳以上の人口、割合は増加しており、少子高齢化がさらに進むことが見込まれています。

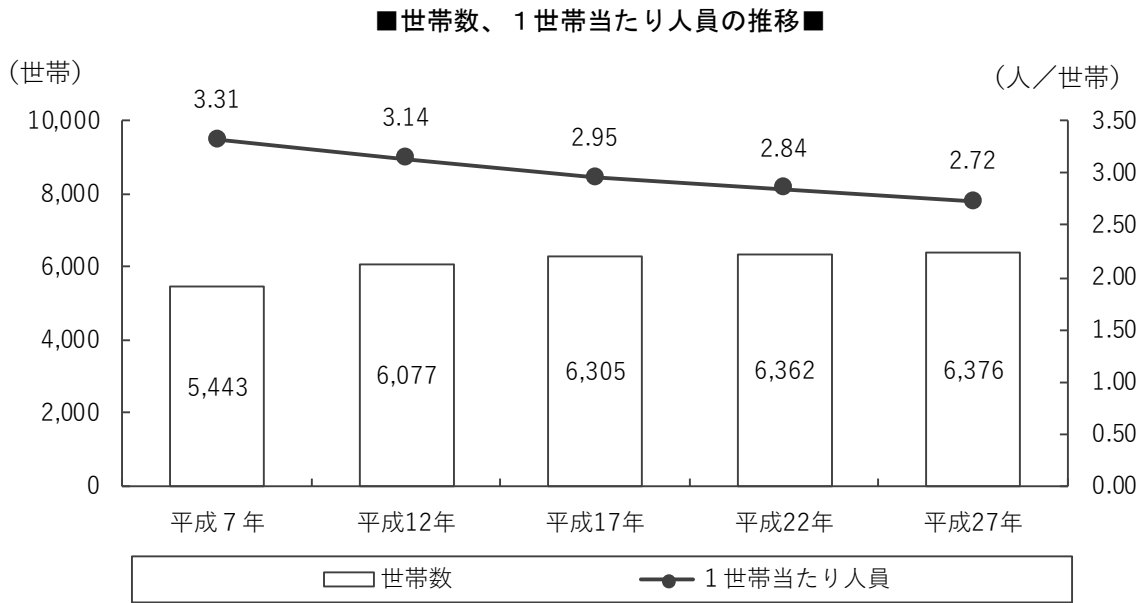


(資料) 平成7年から27年は国勢調査、令和2年、7年は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値



(資料) 平成7年から27年は国勢調査、令和2年、7年は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値

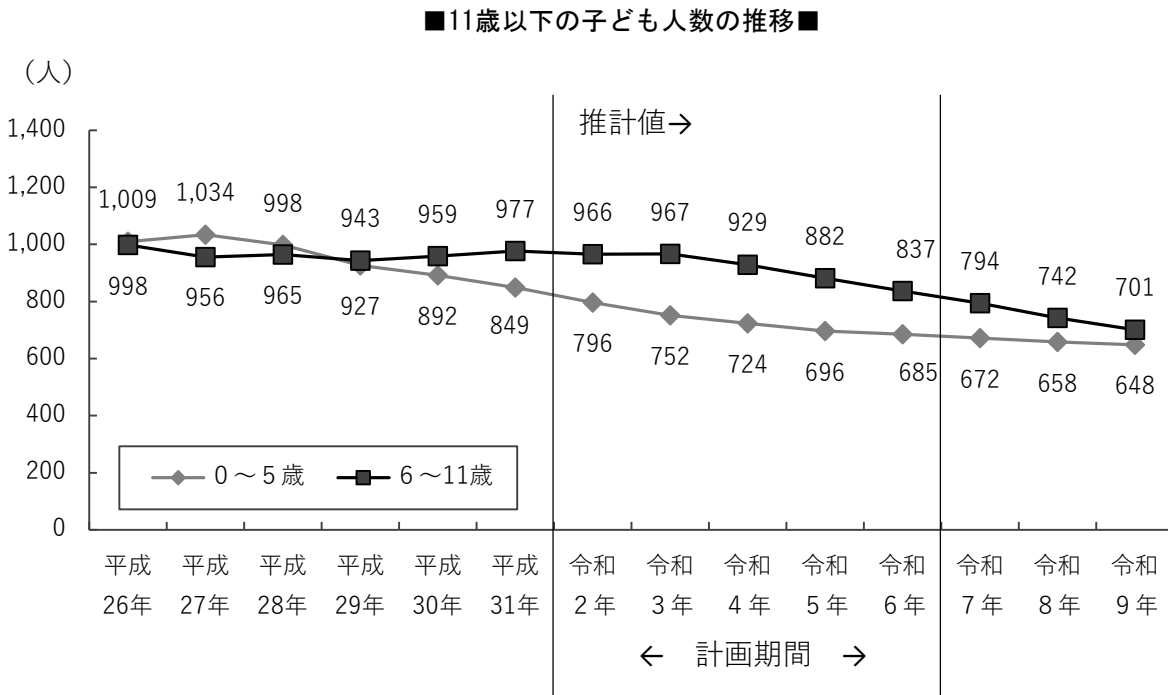
総人口は減少傾向にあります。世帯数は増加しています。そのため、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化もさらに進むものと見込まれます。



(資料) 国勢調査

(2) 11歳以下の子ども人数の推移

児童人口を0～5歳以下と6～11歳に分けたのが下図です。0～5歳以下、6～11歳共に緩やかに減少していくものと見込まれます。

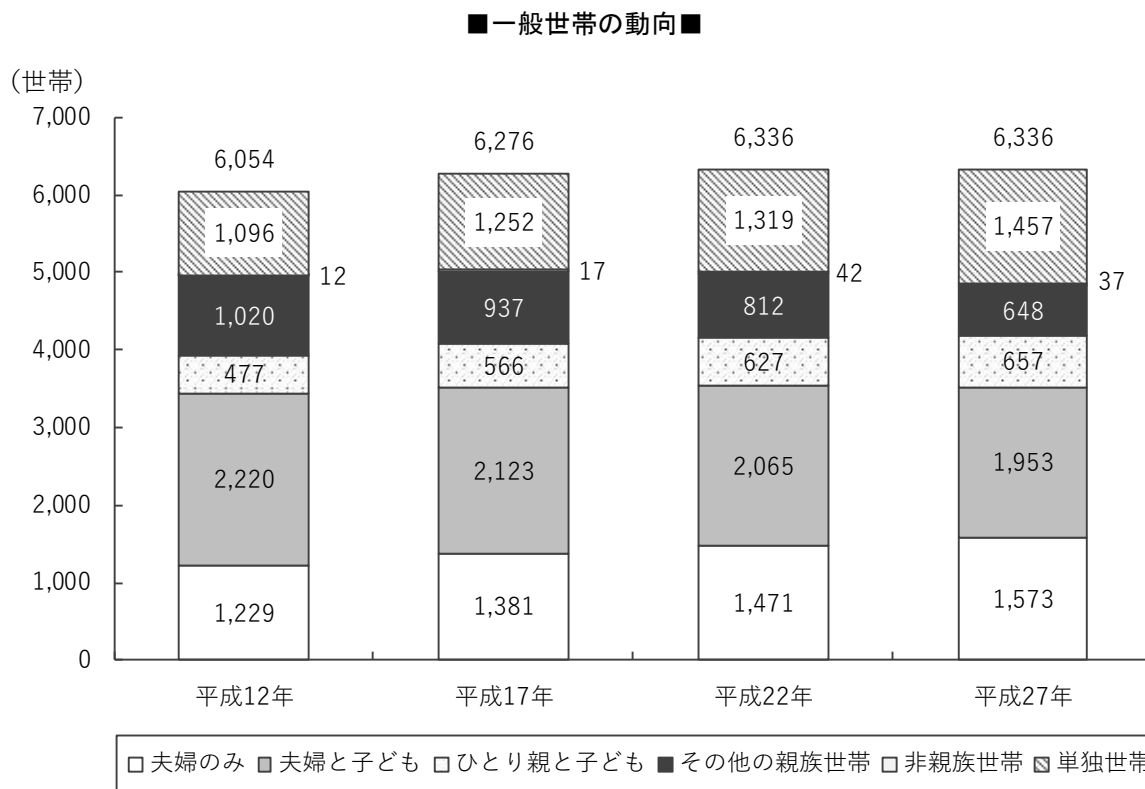


(資料) 平成26年から30年までは住民基本台帳(各年4月1日)、平成31年以降は推計値

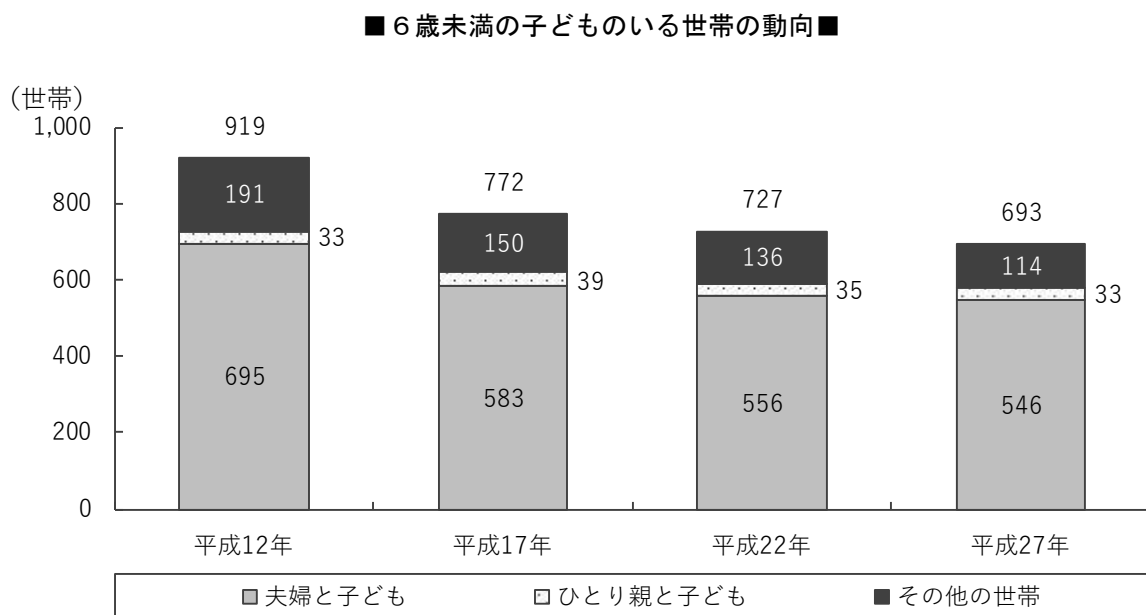
(3) 子育て世帯の推移

一般世帯の動向をみると、夫婦と子どもからなる世帯、その他の親族世帯（核家族以外の3世帯同居等の世帯）が減少する中で、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもからなる世帯、単独世帯は増加傾向にあります。

また、6歳未満の子どものいる世帯についてみると、夫婦と子どもからなる世帯、その他の世帯は減少しています。



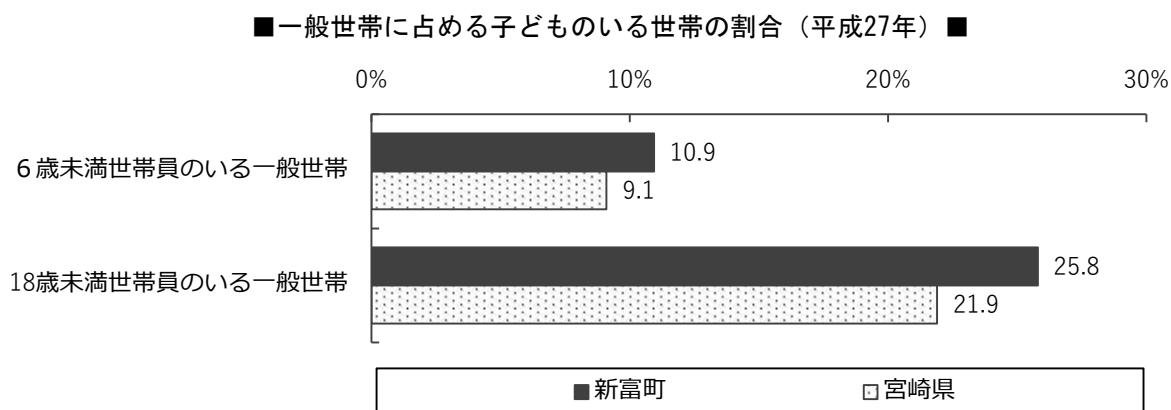
(資料) 国勢調査



(資料) 国勢調査

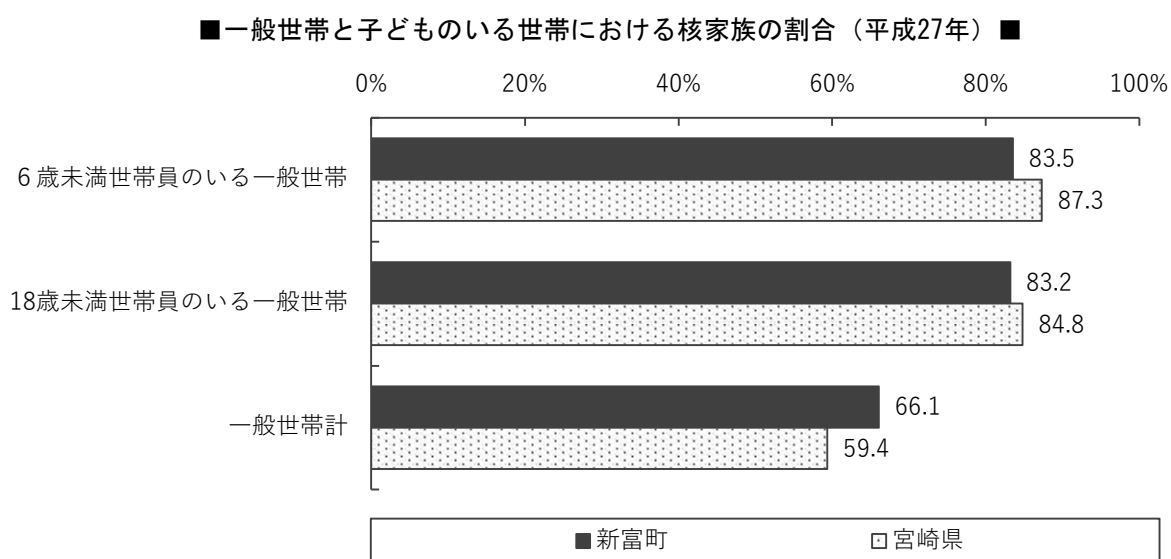
一般世帯に占める子どものいる世帯の割合をみると、6歳未満世帯員のいる一般世帯は、一般世帯の10.9%に当たり、宮崎県の9.1%を上回っています。

また、18歳未満世帯員のいる一般世帯は、一般世帯の25.8%となっており、県平均の21.9%を上回っています。



（資料）国勢調査

次に、子どものいる世帯での核家族の割合をみると、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18歳未満世帯員のいる一般世帯での核家族率はともに宮崎県の平均値を下回っていますが、いずれも8割を超えていることから核家族化が進行しています。



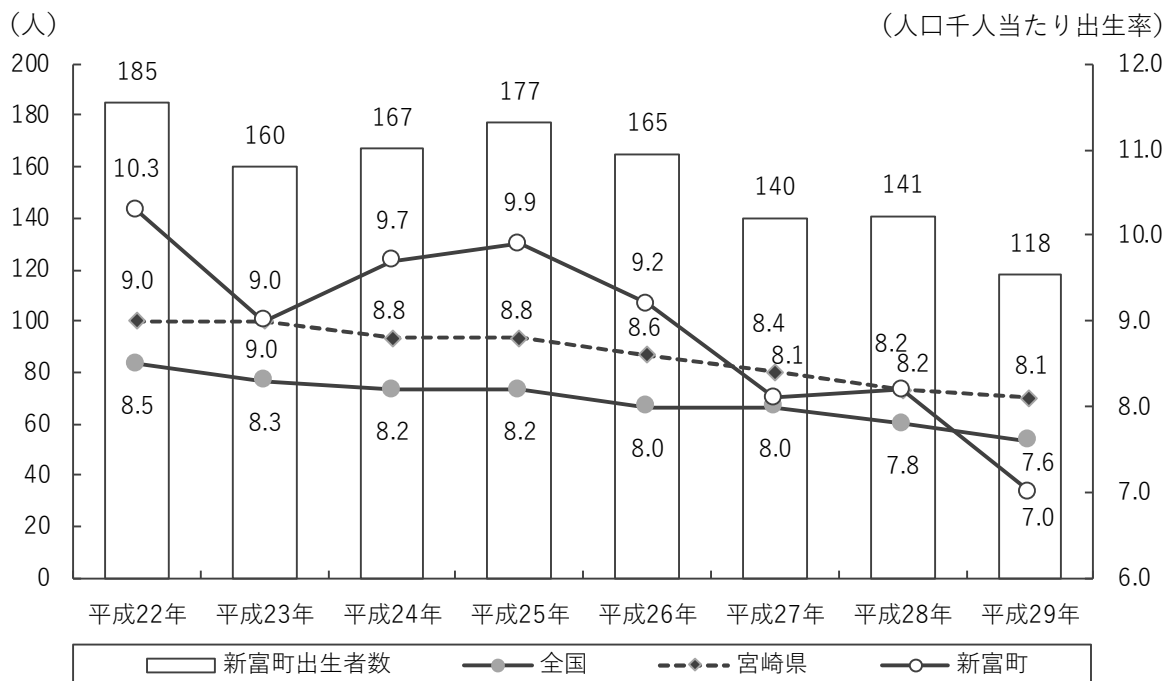
（資料）国勢調査

(4) 出生者数の動向

出生者数は、平成22年の185人をピークに、増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、平成29年は118人となっています。

出生率は、平成26年まではおおむね全国、宮崎県を上回っていましたが、平成27年に県の値を下回り、平成29年は国・県よりも低くなっています。

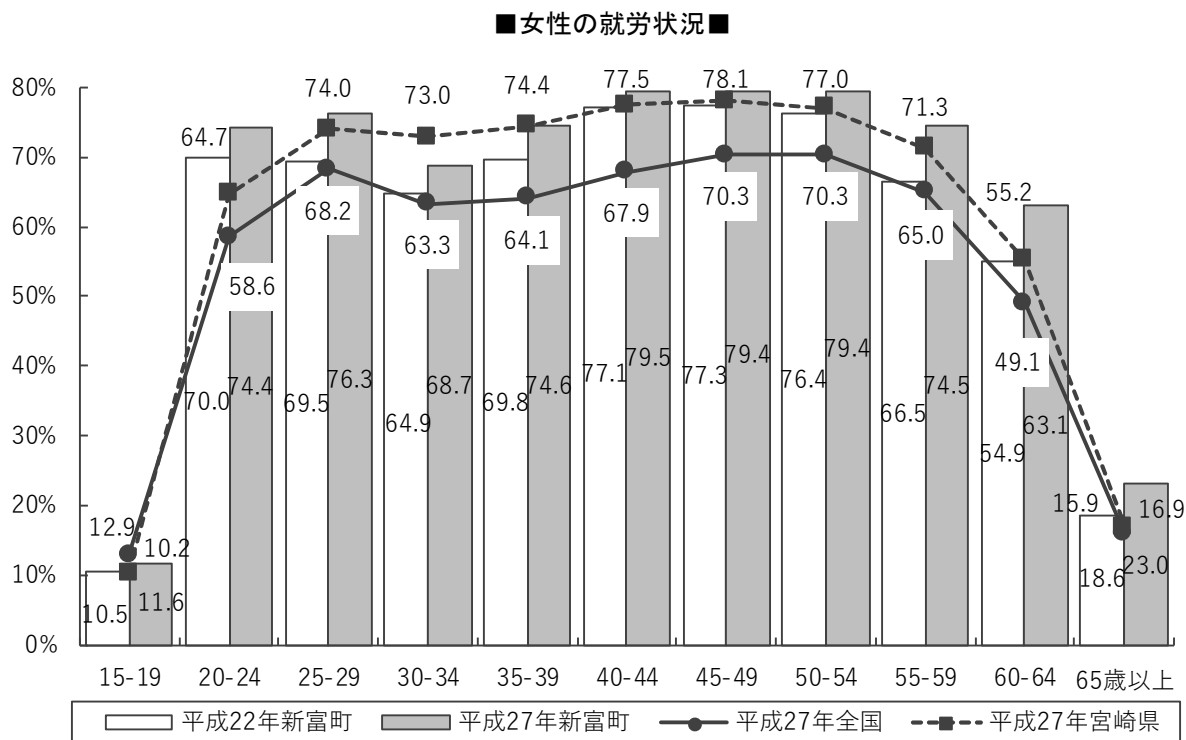
■ 出生者数の推移 ■



(資料) 人口動態統計

(5) 女性の就労状況

本町の女性就労率は、平成22年と比較するといずれの年齢層においても増加していることがわかります。また、国に比べ高い水準を示していますが、県平均と比べると、子育ての中心となっている30～34歳台での就労率が低くなっており、「M字カーブ」の傾向がみられます。



(資料) 国勢調査

2 教育・保育施設の状況

平成 30 年度の在籍児童数をみると、保育所（園）は 610 人、幼稚園 80 人となっています。

平成 30 年度の保育所（園）の年齢別在籍児童数は、0歳が 75 人、1歳が 98 人、2歳が 94 人、3歳が 117 人、4歳が 112 人、5歳が 114 人となっています。幼稚園では、2歳が 12 人、3歳が 18 人、4歳が 26 人、5歳が 24 人となっています。

平成 30 年度の保育所（園）の月別人数の推移をみると、1歳児以上では人数に大きな変化はありませんが、0歳児は4月の 27 人から年度末の 3 月には 81 人に増加しています。

■在籍児童数の推移■

【保育所（園）】

	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新田保育所	41人	53人	56人	63人	63人
上富田保育園	74人	72人	67人	69人	66人
八幡保育園	77人	78人	81人	77人	76人
いずみ保育園	56人	64人	66人	56人	65人
のぞみ保育園	75人	77人	65人	64人	55人
新町保育園	56人	55人	53人	53人	55人
ひとつせ保育園	75人	79人	79人	76人	72人
一真保育園	77人	77人	72人	64人	54人
一真下新田保育園	46人	51人	46人	47人	44人
上新田保育園	53人	78人	53人	55人	60人
合計	630人	676人	638人	624人	610人

（資料）新富町福祉課調べ（各年度 3 月末現在）

【幼稚園】

	平成26年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
新富幼稚園	155人	104人	90人	90人	80人

（資料）新富町福祉課調べ（各年度 5 月 1 日現在）

■年齢別在籍児童数（平成30年度）■

【保育所（園）】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
新田保育所	8人	10人	7人	13人	12人	13人	63人	60人
上富田保育園	8人	8人	12人	15人	11人	12人	66人	70人
八幡保育園	6人	13人	13人	15人	14人	15人	76人	70人
いずみ保育園	11人	10人	11人	9人	14人	10人	65人	60人
のぞみ保育園	7人	9人	6人	13人	8人	12人	55人	60人
新町保育園	5人	11人	11人	11人	12人	5人	55人	50人
ひとつせ保育園	9人	13人	11人	13人	13人	13人	72人	70人
一真保育園	8人	9人	7人	10人	8人	12人	54人	70人
一真下新田保育園	4人	7人	9人	5人	10人	9人	44人	45人
上新田保育園	9人	8人	7人	13人	10人	13人	60人	60人
合計	75人	98人	94人	117人	112人	114人	610人	615人
	173人		211人		226人			

（資料）新富町福祉課調べ

【幼稚園】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
新富幼稚園	0人	0人	12人	18人	26人	24人	80人	120人

（資料）新富町福祉課調べ

■保育所（園）入所児童の月別推移（平成30年度）■

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	27人	30人	32人	36人	43人	51人	61人	66人	71人	76人	78人	81人
1歳	96人	96人	95人	94人	97人	98人	99人	100人	100人	100人	102人	100人
2歳	103人	102人	101人	101人	102人	102人	102人	102人	102人	101人	100人	99人
3歳	115人	116人	116人	117人	116人	118人	118人	118人	117人	116人	117人	117人
4歳	114人	115人	115人	116人	116人	116人	116人	117人	115人	115人	117人	116人
5歳	118人	119人	119人	119人	118人	119人	119人	118人	118人	118人	117人	117人

（資料）※福祉行政報告例 54 表より

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

①利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

新富町の取組状況

本町では実施していません。

②地域子育て支援拠点事業

事業内容

本町では平成 28 年度より公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行っています。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

新富町の取組状況

■平成30年度実施内容■

名称	実施場所	子育て相談実施日	その他実施行事等
八幡子育て支援センター	八幡保育園	月曜日～金曜日 9:00～16:00	
子育て応援スポット あんのん舎	あんのん舎	月曜日～金曜日 9:30～14:30	
子育て支援センター はぐくみ	のぞみ保育園	月曜日～金曜日 9:00～15:00	

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
平均利用親子数 (1日当たり)	-	15組	19組	23組

※子育て支援センターはぐくみは平成 29 年度より実施

③妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行います。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠 23 週（第 6 月末）まで：4 週間に 1 回
- ◆妊娠 24 週（第 7 月）より妊娠 35 週（第 9 月末）まで：2 週間に 1 回
- ◆妊娠 36 週（第 10 月）以降分娩まで：1 週間に 1 回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14 回程度

サービスの提供・給付責任

市町村が必要に応じて健康診査を行います。

（※事業の実施の方法（実施回数、公費負担額等）は市町村の判断）

新富町の取組状況

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診件数	14 件	14 件	14 件	14 件
実人数	242 人	213 人	203 人	198 人

④乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

新富町の取組状況

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問人数	122 人	128 人	111 人	110 人

⑤養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行います。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取組に対する支援を行います。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

要保護児童対策地域協議会の設置あり

新富町の取組状況

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	-	40 人	21 人	37 人

※要保護児童対策地域協議会にて、ケース検討を行った児童数

⑥子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。
(※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり）)

新富町の取組状況

「ショートステイ」、「トワイライトステイ」とも本町では実施していません。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。
(※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり）)

新富町の取組状況

援助会員の拡大に向け研修会や広報活動を実施しています。

⑧一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所（園）やその他の場所で一時的に預かります。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。
（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

新富町の取組状況

【実施園】

・新田保育園・一真保育園・上富田保育園・上新田保育園・のぞみ保育園・八幡保育園・ひとつせ保育園

【利用対象者】

一時預かり事業は、通常の措置規定の対象とならない就学前の児童で、かつ、次のいずれかに該当するものを対象とします。

- 1 保護者の就労、職業訓練及び就学等により、原則として平均週3日を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童
- 2 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消させることが必要とされる児童
- 3 保護者の傷病、入院及び冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に保育を必要とする児童

【期間】

- 1 上記の1、2に掲げる児童：日数は、1週間に3日を限度とし、期間は、6か月を限度とする。
- 2 上記の3に掲げる児童：日数及び期間は、14日を限度とする。

【利用料】

- 1日につき1,600円

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用人数	1,434人	1,886人	2,326人	2,885人

⑨延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所（園）開所時間を越えて保育を行います。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。
（※保育所（園）及び市町村の判断）

新富町の取組状況

【利用料】

無料

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
平均利用児童数（1日当たり）	5人	22人	25人	25人

⑩病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な期間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。

サービスの提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。
（※市町村の判断（事業の着実な実施に向けた努力義務あり））

新富町の取組状況 ※現在は、病後児保育のみ実施

【利用できる日・時間・期間】

・月～土曜日 8：00～17：50 ・1日5名、連続して7日以内

【利用料金】

- ・のぞみ保育園・ひとつせ保育園在園児・・・300円/日
- ・のぞみ保育園・ひとつせ保育園在園児以外・・・1,500円/日

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用人数	66人	115人	66人	231人

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、町内の保育園の施設などで、放課後の適切な遊びと生活の場を与えて、その健全育成を図っています。

(※平成27年度より、対象範囲がおおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大)

サービス提供・給付責任

サービス提供・給付については、法律上の義務付けはありません。

(※市町村の判断(事業の着実な実施に向けた努力義務あり))

新富町の取組状況

7クラブで実施しています。

【利用料】

利用料の上限は、以下のとおりです。うち町が上限2,000円を補助します。

◆4月～7月及び9月～3月・・・1か月当たり5,000円

◆8月・・・1か月当たり10,000円

【利用対象者】

●小学校に在学する放課後児童

【実施施設】

名称	実施場所	開所曜日・時間	定員	登録児童数
新田児童クラブ	新田保育園内	平日 13時～18時 長期休暇 7時～18時	30人	23人
一真児童クラブ	一真保育園内	平日 14時～18時30分 長期休暇 7時～18時30分	41人	44人
上富田児童クラブ	上富田保育園内	平日 13時～18時 長期休暇 7時～19時	23人	23人
上新田児童クラブ	上新田保育園内	平日 14時～18時 長期休暇 7時～18時	30人	30人
八幡児童クラブ	八幡保育園内	平日 13時～18時 長期休暇 7時～18時	40人	41人
ひとつせ児童クラブ	ひとつせ保育園内	平日 14時～18時 長期休暇 8時～18時	30人	32人
新富幼稚園児童クラブ	新富幼稚園内	平日 13時～18時 長期休暇 7時30分～18時	52人	56人
合 計			246人	249人

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
低学年	189人	188人	210人	244人
高学年	28人	29人	41人	20人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

新富町の取組状況

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給児童数	2 人	2 人	3 人	4 人

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

新富町の取組状況

実施検討を進めています。

4 「新富町子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設の充実

「新富町子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■幼児期の学校教育・保育の目標と実績■

		単位	平成 31 年度	
			第 1 期 計画目標	実績 (平成 31 年度)
1号認定 (3歳以上、教育希望)	特定教育・保育施設(※1)	人	80	109
	確認を受けない幼稚園(※2)	人	104	0
	地域型保育事業(※3)	人	0	0
2号認定 (3歳以上、教育希望) (3歳以上、保育必要)	特定教育・保育施設(※1)	人	325	346
	確認を受けない幼稚園(※2)	人	41	0
	地域型保育事業(※3)	人	0	0
3号認定 (1～2歳、保育必要)	特定教育・保育施設(※1)	人	230	197
	確認を受けない幼稚園(※2)	人	0	0
	地域型保育事業(※3)	人	0	0
3号認定 (0歳、保育必要)	特定教育・保育施設(※1)	人	50	28
	確認を受けない幼稚園(※2)	人	0	0
	地域型保育事業(※3)	人	0	0

(※1) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園

(※2) 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

(※3) 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「新富町子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

■地域子ども・子育て支援事業の目標と実績■

		単位	平成 31 年度	
			第 1 期 計画目標	実績 (平成 30 年度)
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)		人 (年間延べ利用者数)	507	276
		か所 (施設数)	3	3
ファミリー・サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)	低学年	人 (年間延べ利用者数)	0	0
	高学年	人 (年間延べ利用者数)	0	0
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育)	1号認定	人 (年間延べ利用者数)	858	2,280
	2号認定	人 (年間延べ利用者数)	3,227	0
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)		人 (年間延べ利用者数)	237	605
延長保育		人 (利用者数)	60	300
病児・病後児保育事業		人 (年間延べ利用者数)	179	231
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人 (利用者数)	262	244
	高学年	人 (利用者数)	30	20
妊婦健康診査		人 (年間受診者数)	127	198
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		人 (年間訪問乳児数)	127	110
養育支援訪問事業		人 (支援対象人数)	10	37
子育て短期支援事業(ショートステイ)		人 (年間延べ利用人数)	0	0

5 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

①就学前児童

- 調査対象：新富町在住の就学前児童がいる家庭の保護者 500 人
- 調査期間：平成 31 年 3 月 1 日～平成 31 年 3 月 25 日
- 調査方法：幼稚園・保育所（園）・認定こども園における配布・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	回収率
500 票	308 票	61.6%

②小学生児童

- 調査対象：新富町在住の小学校 1～3 年生がいる家庭の保護者 500 人
- 調査期間：平成 31 年 3 月 1 日～平成 31 年 3 月 25 日
- 調査方法：小学校における配布・回収
- 配布・回収：

配布数	回収数	回収率
500 票	347 票	69.4%

■集計に当たっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

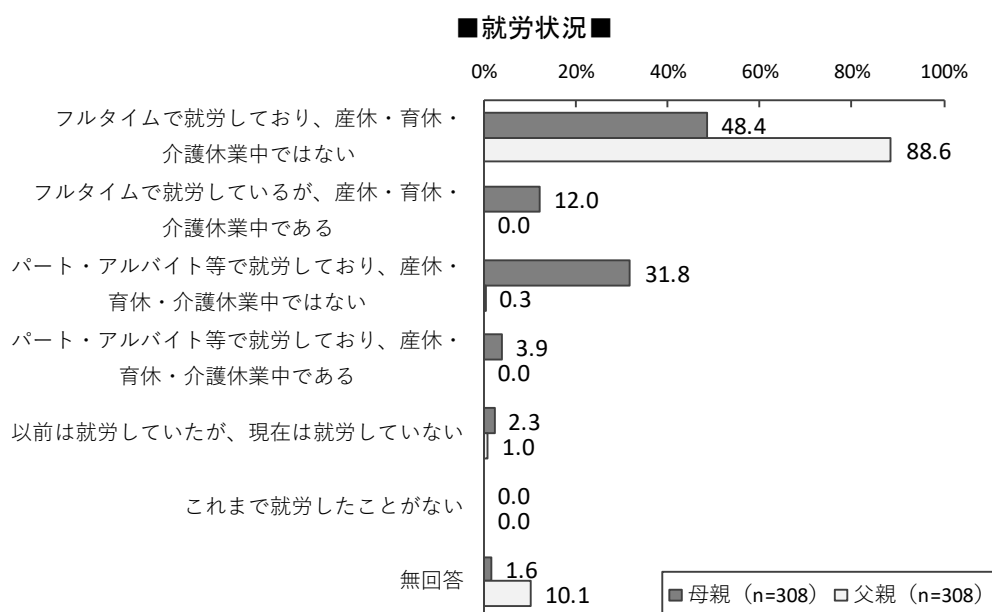
算出されたパーセントは、小数点第二位は四捨五入して、小数点第一位までを表示しているため、その合計は必ずしも 100.0%にならない場合があります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えています。

(2) 就学前児童

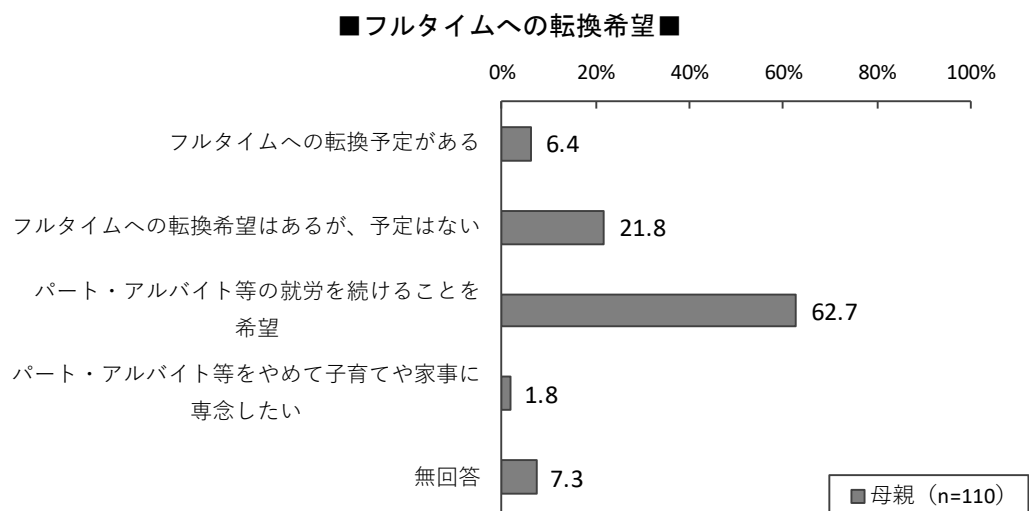
①母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が48.4%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.8%と多くなっており、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は2.3%となっています。父親については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が88.6%と圧倒的に多く、パート・アルバイト等での就労はほとんどみられません。



②母親のフルタイムへの転換希望

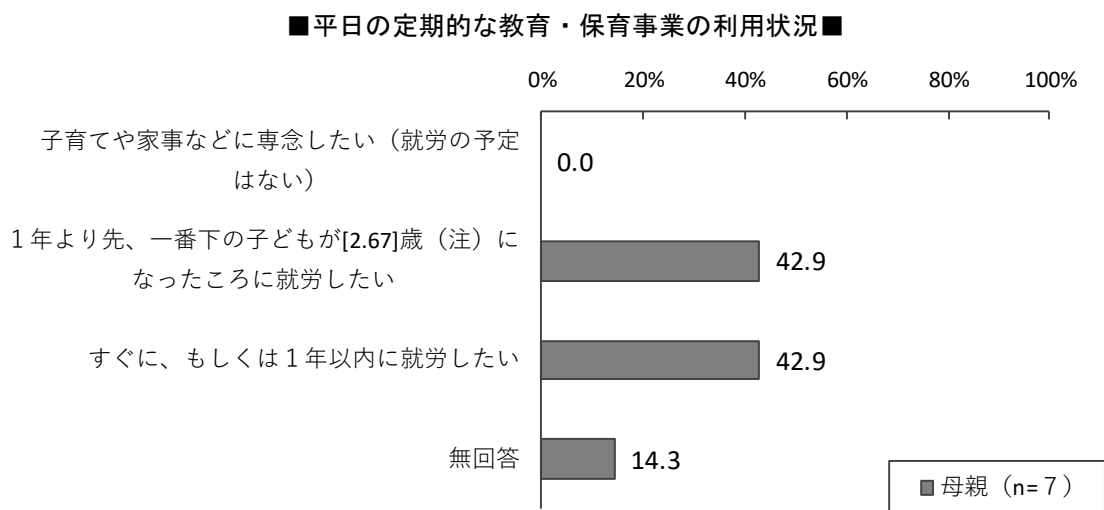
パート・アルバイト等をしている母親について、フルタイムへの転換希望をみてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が62.7%と最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、予定はない」が21.8%、「フルタイムへの転換予定がある」が6.4%となっています。フルタイムへの転換を希望する人は約3割いますが、確実に転換できる見込みのある人は少なくなっています。一方、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」は1.8%と少なくなっています。



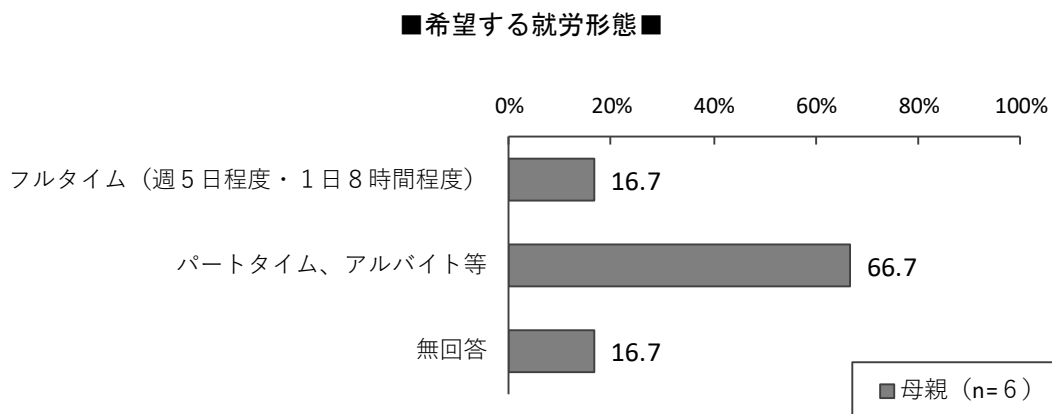
③現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「1年より先、一番下の子どもが[平均 2.67]歳になったところに就労したい」、「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」が3名(42.9%)で同率となっています。

また、母親の希望する就労形態をみると、「フルタイム(週5日程度・1日8時間程度)」は1名(16.7%)にとどまり、「パートタイム、アルバイト等」が4名(66.7%)となっています。



(注) [] 歳の数字は、平均年齢

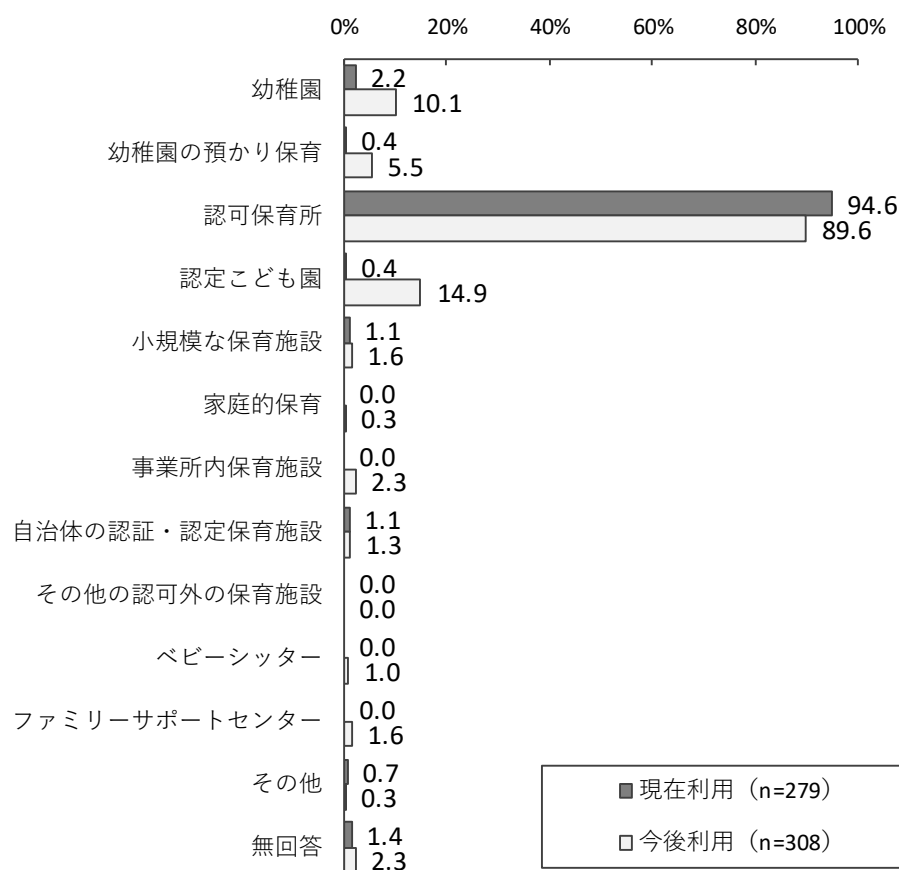


④平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望

幼稚園や保育所（園）などの「定期的な教育・保育事業」を現在利用している人は 308 人中 279 人で 90.6%となっており、利用している事業の内訳としては、「認可保育所」が 94.6%と圧倒的に多くなっています。

また、今後利用したい教育・保育事業についても、「認可保育所」が 89.6%と大半を占めており、次いで「認定こども園」（14.9%）、「幼稚園」（10.1%）の順となっています。

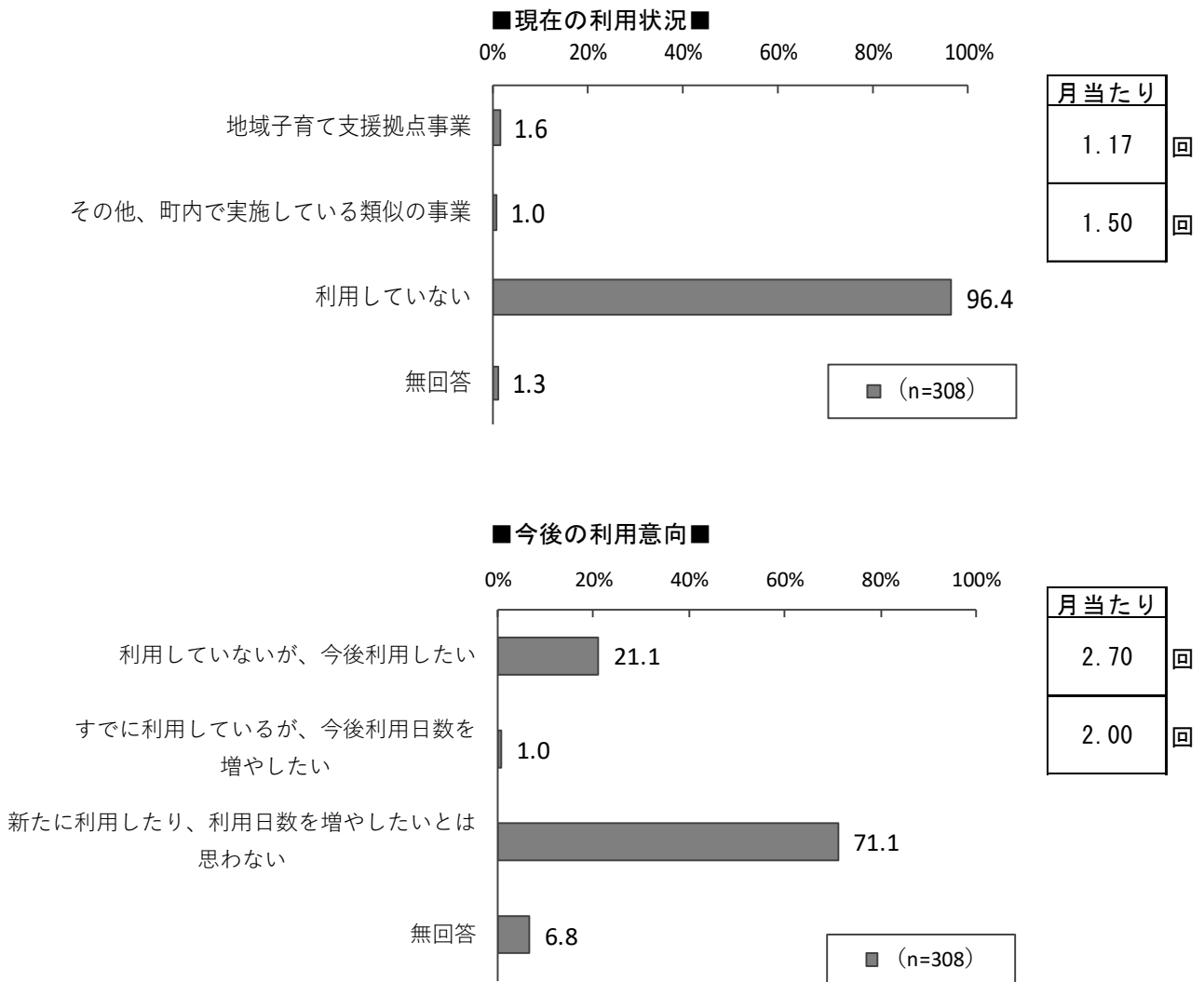
■ 利用状況と利用希望 ■



⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用状況をみると、利用率は 1.6%で、月当たり 1.17 回となっています。

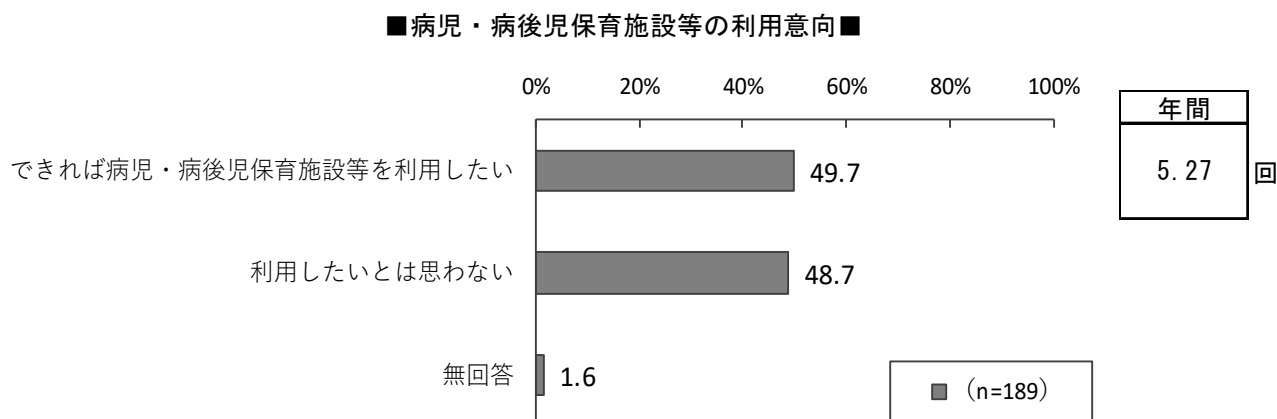
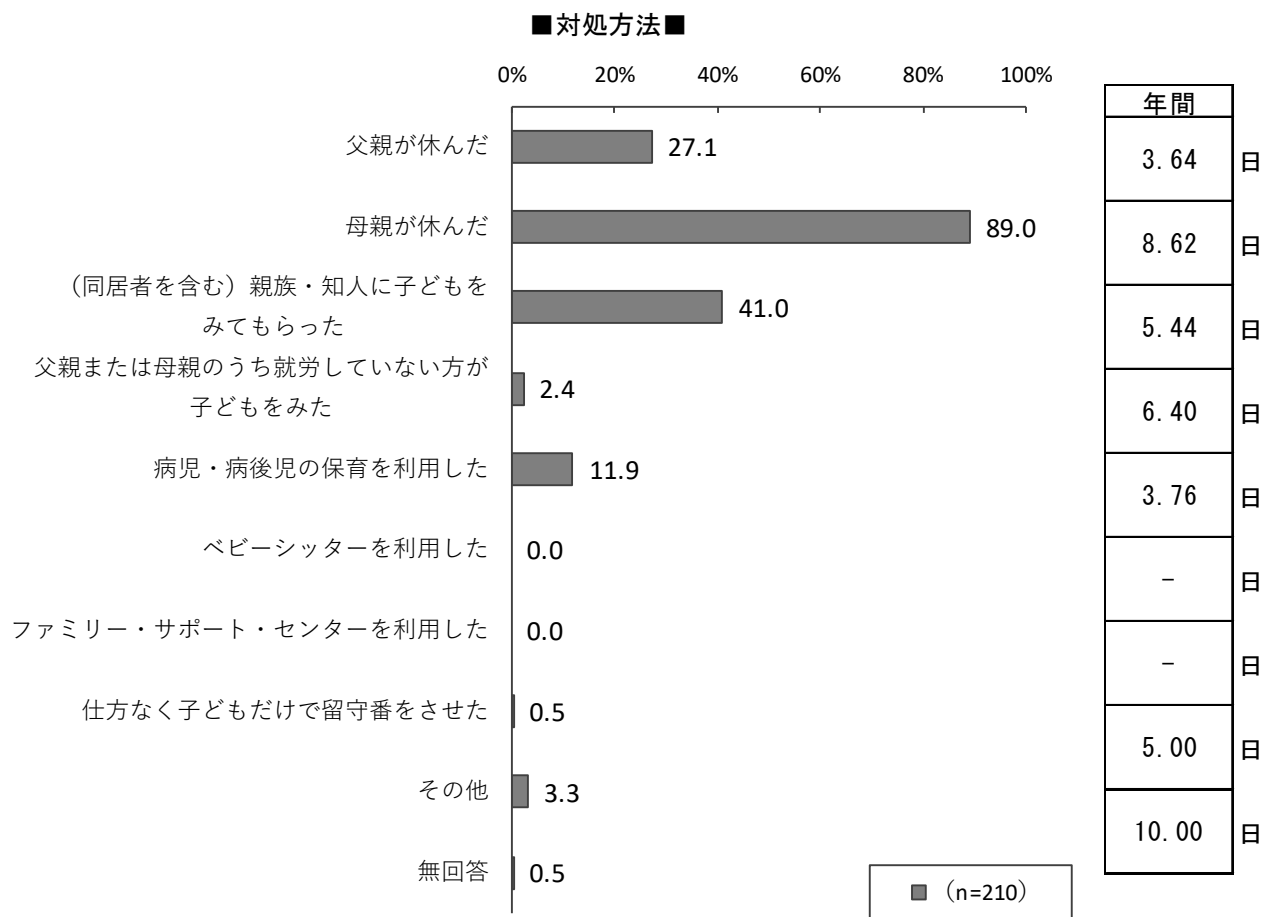
また、今後の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 71.1%となっており、「利用していないが、今後利用したい」が 21.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 1.0%と、利用意向のある人は全体の 2 割程度となっています。



⑥病児・病後児保育の利用希望

子どもが病気やケガで、普段利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法をみると、「母親が休んだ」が89.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が41.0%、「父親が休んだ」が27.1%となっています。

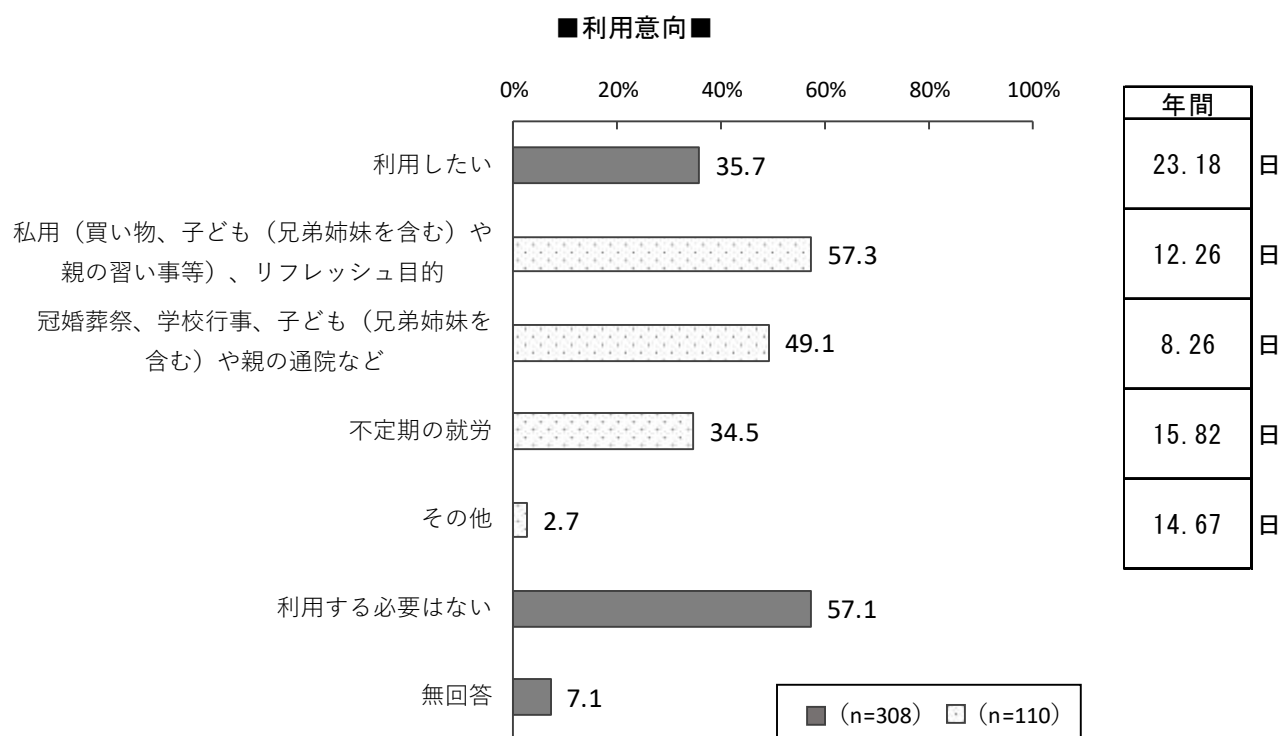
また、父親又は母親が休んだ際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思った人は約半数となっており、年間希望回数は5.27回となっています。



⑦不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用希望

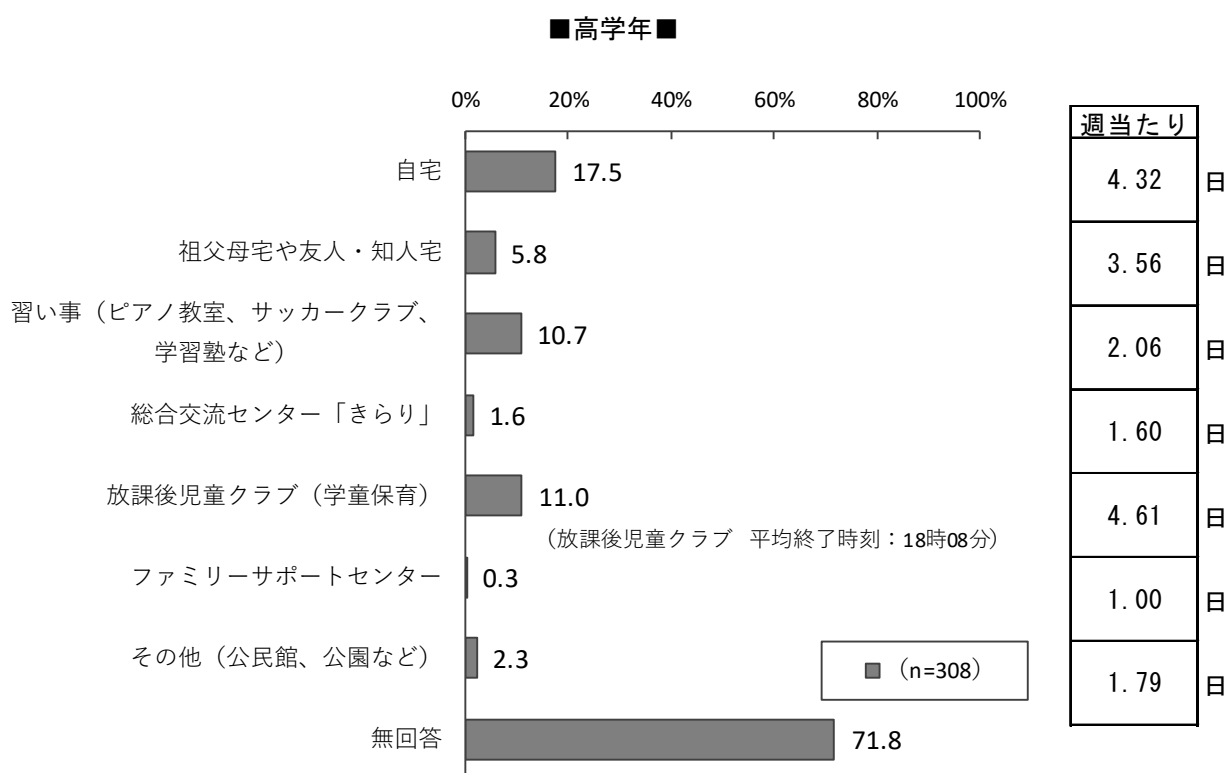
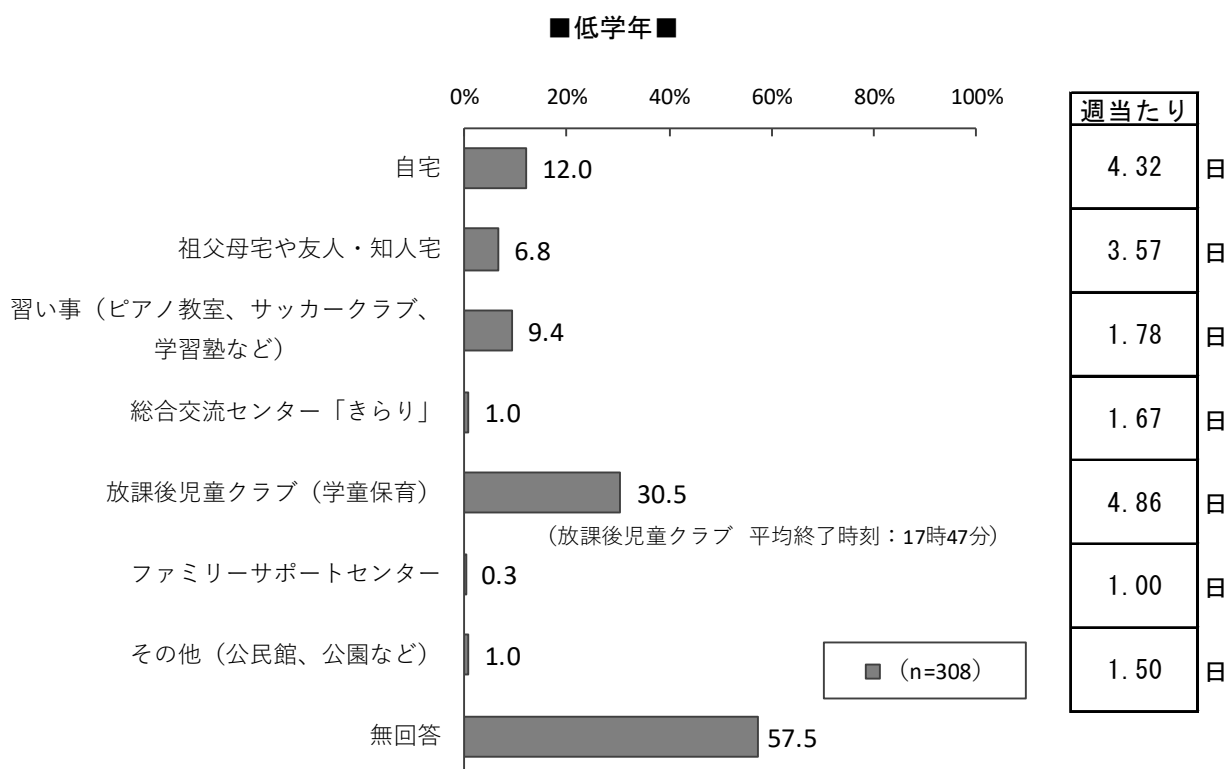
不定期の教育・保育事業や一時預かり等を、私用や通院、不定期の就労等の目的で「利用したい」人は35.7%となっており、その合計平均日数は23.18日となっています。

利用目的としては、「私用（買い物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が57.3%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が49.1%、「不定期の就労」が34.5%となっています。



⑧放課後児童クラブの利用意向

「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用意向をみると、小学校低学年（1～3年生）では30.5%、小学校高学年（4～6年生）では11.0%となっています。



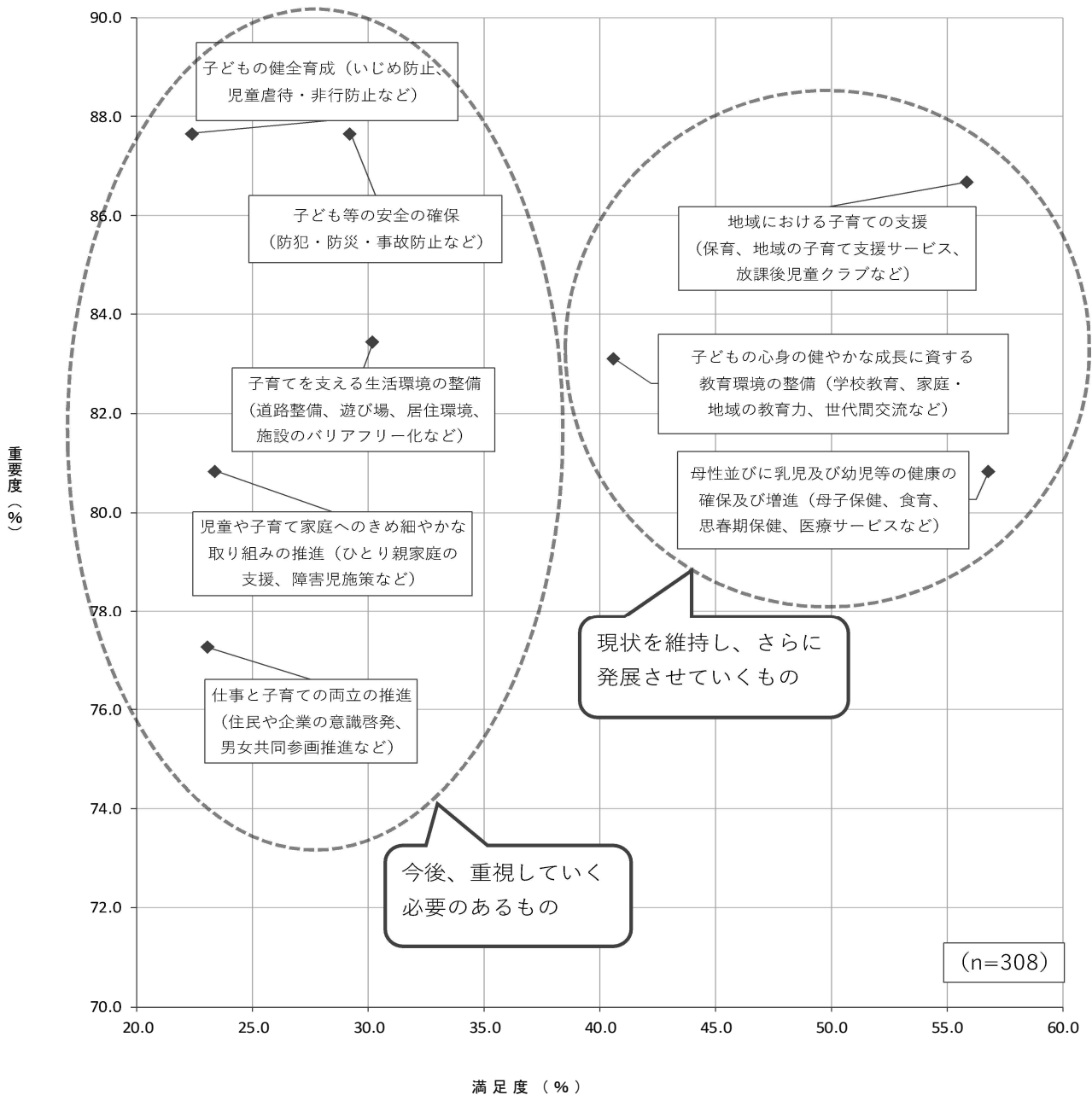
⑨町の子育て支援の取組に対する評価

下図は、町の子育て支援の取組に対する満足度（「満足している」＋「どちらかといえば満足している」）と重要度（「重要である」＋「どちらかといえば重要である」）の関係を示したものです。

「子どもの健全育成（いじめ防止、児童虐待・非行防止など）」や「児童や子育て家庭へのきめ細やかな取組の推進（ひとり親家庭の支援、障がい児施策など）」等を含むところに位置しているのは、満足度が低く、重要度が高いことから、今後、重視していく必要のあるものです。

「地域における子育ての支援（保育、地域の子育て支援サービス、放課後児童クラブなど）」や「母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進（母子保健、食育、思春期保健、医療サービスなど）」等を含むところに位置しているのは、満足度がやや高く、重要度が高いことから、現状を維持し、さらに発展させていくものです。

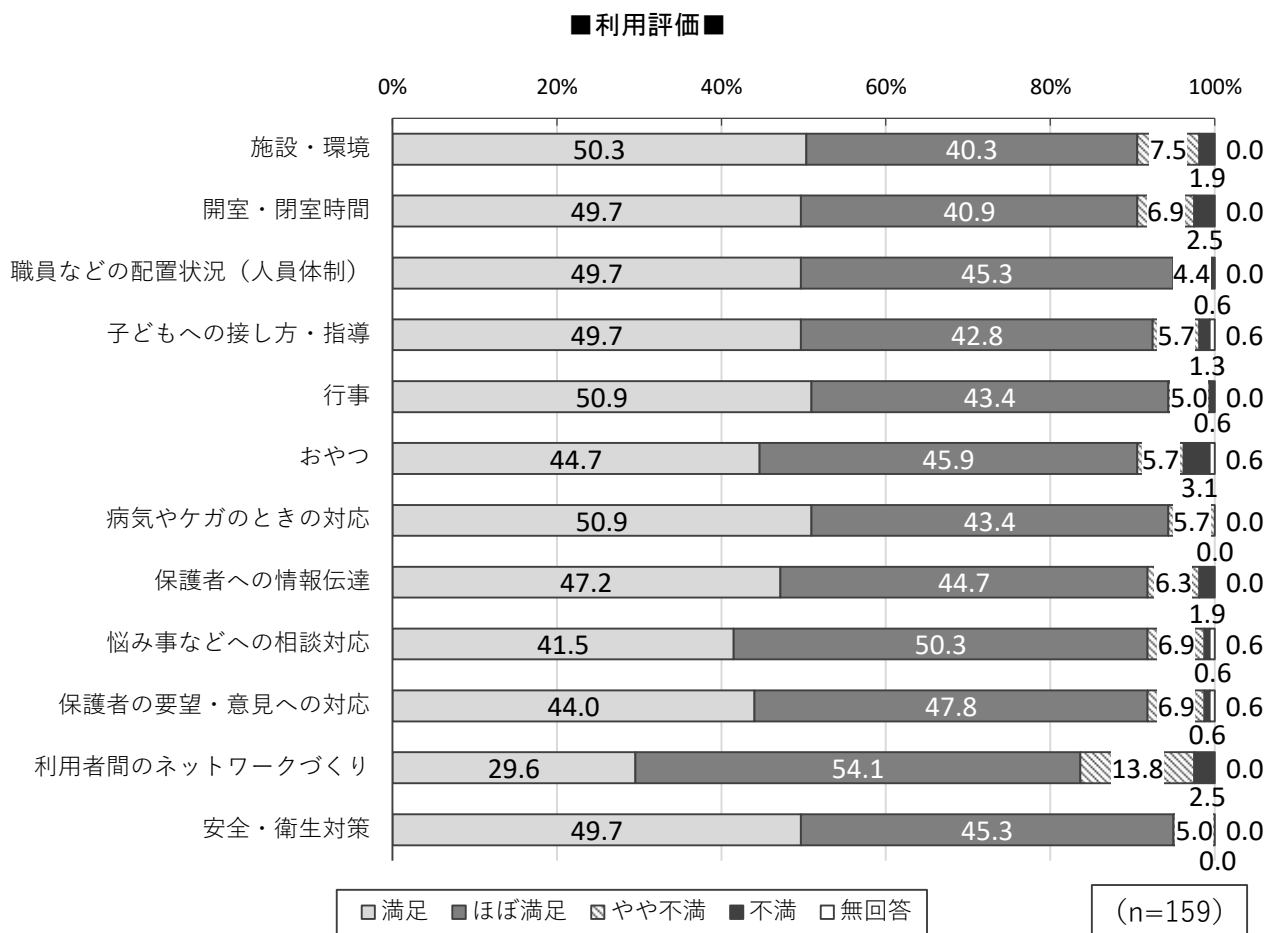
■満足度と重要度の関係■



(3) 小学生児童

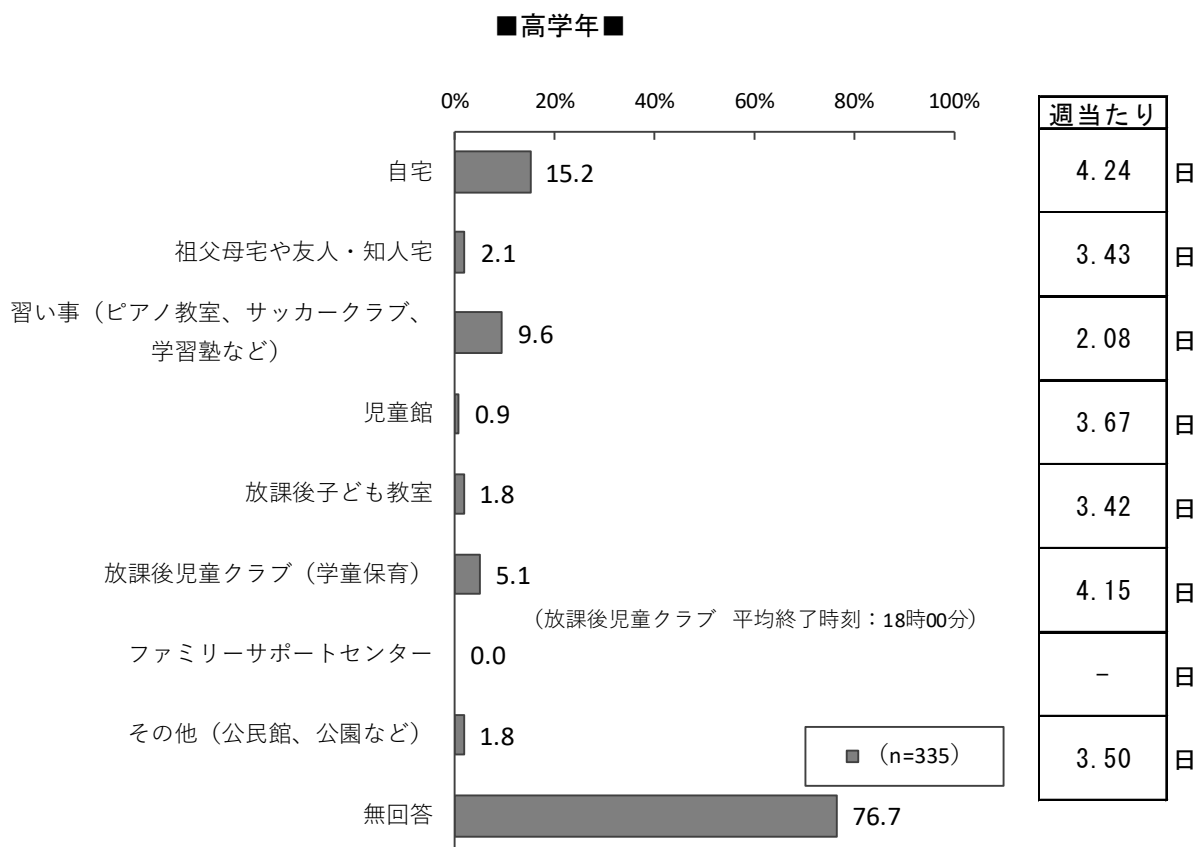
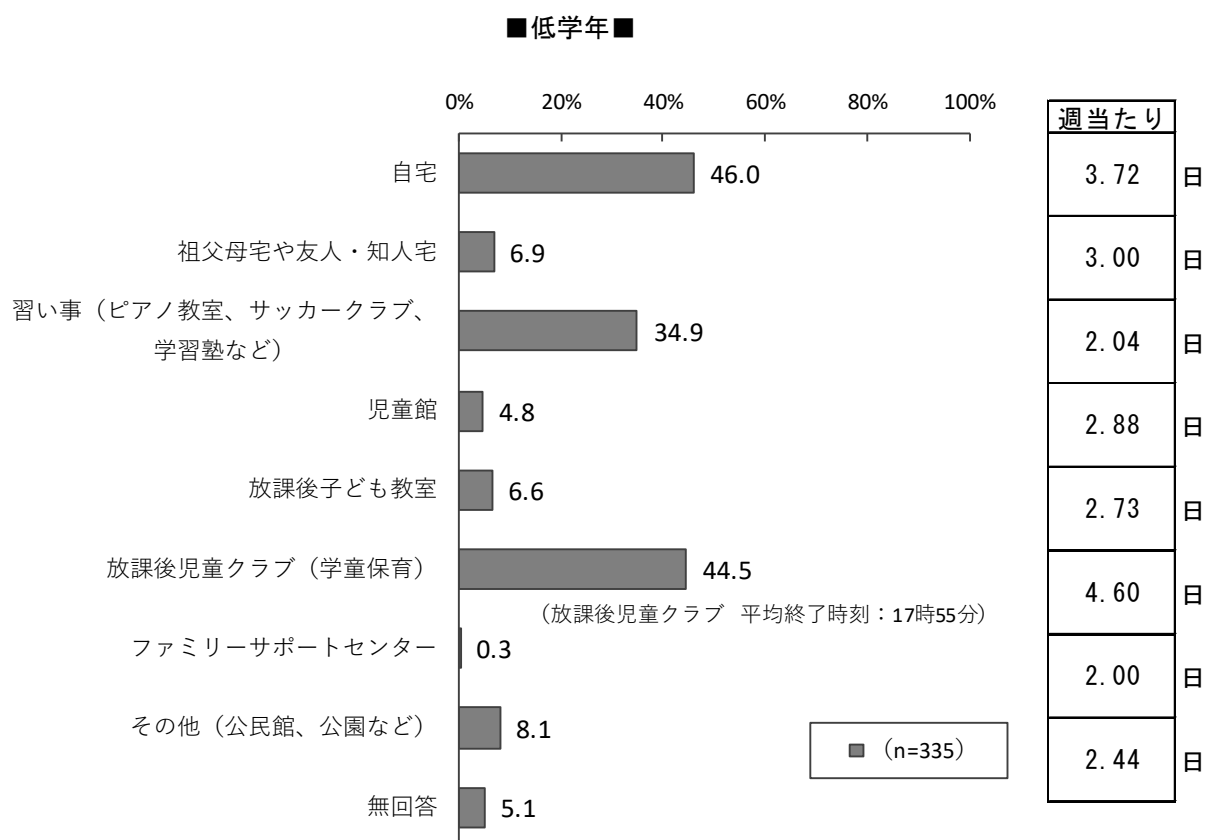
①放課後児童クラブの評価

放課後児童クラブの評価について、「満足」、「ほぼ満足」を合わせた満足度をみると、全体的に非常に高い満足度となっています。



②放課後児童クラブの利用意向

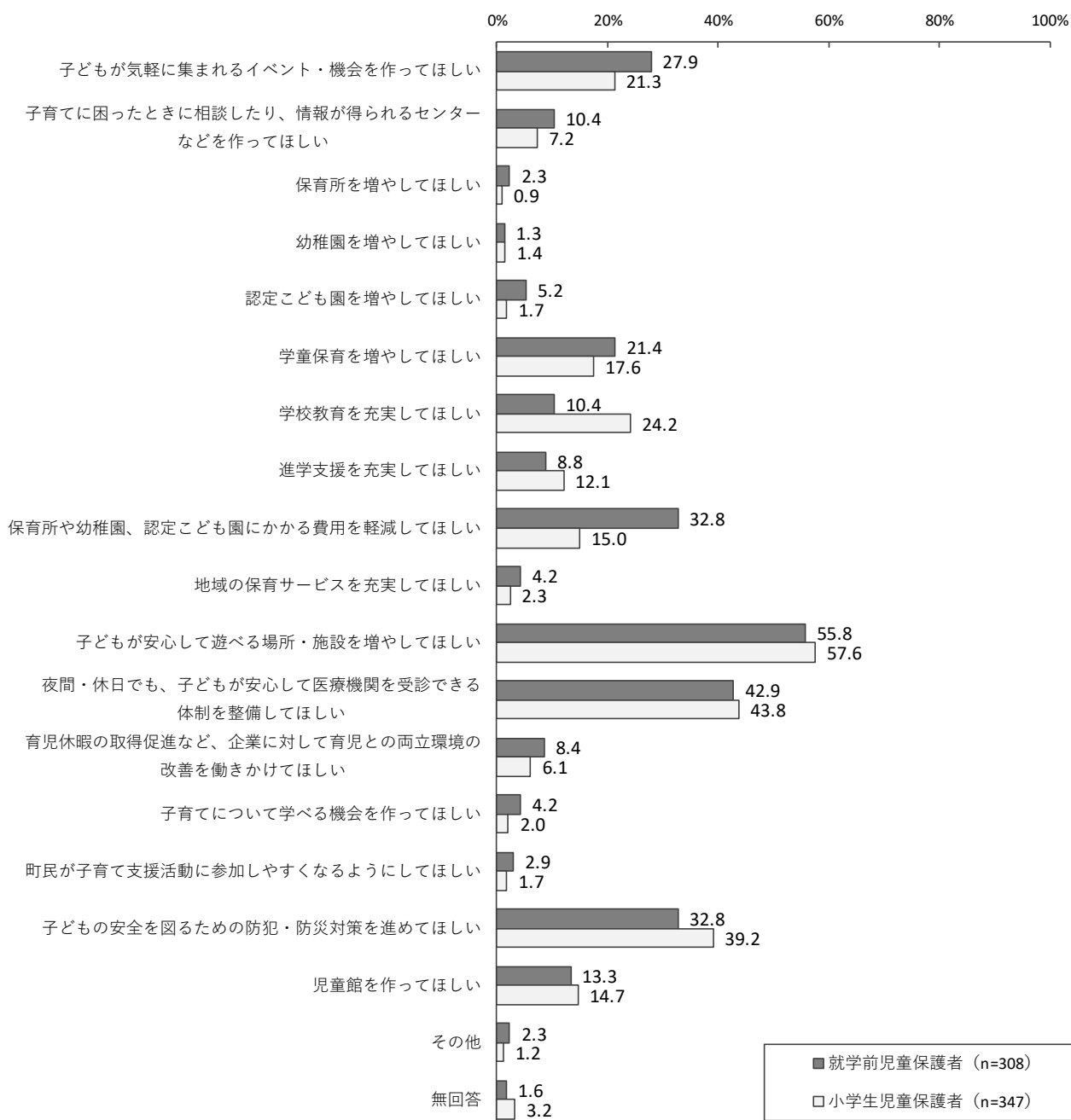
「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用意向をみると、小学校低学年（1～3年生）では44.5%、小学校高学年（4～6年生）では5.1%となっています。



(4) 町の子育て支援について特に期待すること

町の子育て支援について特に期待することをみると、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が最も高く、次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」、「子どもの安全を図るための防犯・防災対策を進めてほしい」が続いています。なお、就学前児童では「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる費用を軽減してほしい」が「子どもの安全を図るための防犯・防災対策を進めてほしい」と同率の32.8%となっています。

■町の子育て支援について特に期待すること■



(5) ニーズ調査からみえる課題

- 母親の就労状況について前回の調査（平成25年度調査）と比較すると、就労率が8割から9割へと上昇しています。少人数ではありますが、現在就労していない母親の就労意向についてみると、「1年より先、一番下の子どもが[2.67]歳になったところに就労したい」、「すぐに、もしくは1年以内に就労したい」が同率で42.9%となっています。また、パート・アルバイト等をしている母親のフルタイムへの転換希望をみてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多いものの、母親の就労状況はフルタイムが半数近くを占めています。このため、子育てをしっかりとしたい、生活時間に余裕がほしいと考える一方で、子育てをする上での経済的な理由により就労形態を選択している家庭もあることが考えられます。こうしたことから、就労意向の高さに対応できるよう、教育・保育施設の計画的な確保に努めるとともに、多様化する教育・保育ニーズのきめ細かく柔軟な対応が求められています。
- 教育・保育事業の現在の利用状況については、「認可保育所」が圧倒的に多く、他の事業は全て1割未満となっていますが、今後の利用希望をみると、「認可保育所」の割合が最も高いことには変わりはありませんが、「幼稚園」、「認定こども園」の利用を希望する人が一定割合存在していることがわかります。このことから、保育所（園）・幼稚園との連携の下、教育・保育ニーズの情報を普段から収集し、本当に必要なニーズがどの程度あり、どのような内容のサービスが求められているか、正確な量と質の把握に努めることが重要です。
- 子育て支援の大きな柱の一つである地域子育て支援拠点事業の利用親子数は増加しているものの、今後利用意向のある人は2割にとどまっており、事業の認知度や就労する母親の増加などが要因になっていると考えられます。このため、様々な人が利用しやすい施設づくりを進めるとともに事業や施設の周知に努めることが必要です。
- 子どもが病気やケガで、平日の定期的な教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」が9割近い割合を示しています。利用できなかった際に、父親又は母親が休んで対処した家庭のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は約半数となっています。また、町の子育て支援について特に期待することとして、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が4割強となっていることから、病児とその家族を支える取組を進めていく必要があります。

- 小学生児童保護者の放課後児童クラブの利用意向について低学年では、自宅利用の方が多くなっているものの、放課後児童クラブも4割を超えており、就学前児童保護者の利用意向では低学年の間は利用したいと考える保護者が半数近くいます。また、放課後児童クラブの評価については、各項目とも満足とする人が非常に多くなっていますが、利用者間のネットワークづくりは不満に感じている人が他の項目よりもやや多くなっています。こうしたことから、今後も子どもが安心して放課後の時間を過ごすことができる場所づくりを進めるとともに、利用者間のネットワークづくりなど、保護者のニーズを踏まえた上で体制の充実を図ることが求められています。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

子ども・子育て支援事業計画の策定に当たって、国は、以下のような基本指針を示しています。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

このような国の「基本指針」を踏まえ、町の基本理念を考える上での視点を整理します。

- ◆ 本町が目指す都市将来像との整合性を図る必要があります。
- ◆ 子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提として、保護者が親として自覚し成長することを地域全体で支援する必要があります。また、親が本町で子どもを育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。
- ◆ 子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援する体制づくりを進めるため、親族、隣近所などの地域、行政、企業等がそれぞれの役割を果たす必要があります。

このような前提となる視点を基に、以下の基本理念を設定します。

社会全体の変化のスピードが速くなっていく中で、子どもを取り巻く環境も大きく変わりつつあります。こうした変化の時代であるからこそ、時代のニーズに適応しながらも、基本となる一貫した考え方を持ち、地域で子どもを安心して生み、育てることができる環境づくりを進め、地域全体で子育てを見守り、心身ともに健康な子どもが育つよう支援していくことがますます重要になっています。

また、次世代を担う子どもたちの育成のため、子どもたちが一人の人として生きる力を育み、その人権と個性が尊重されることが大切であり、そうした子どもの成長を地域で支えあっていくことが求められています。

このため、本町の基本理念を、「新富町子ども・子育て支援事業計画」から継続して「安心して子どもを生み育てられるまちづくり」とし、未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長に努め、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

【 基 本 理 念 】

安心して子どもを生み育てられるまちづくり

2 基本的な視点

国は、次世代育成支援対策の中で、以下のような基本的な視点を示しています。これらの視点にも配慮しながら、本町で生まれ育った全ての子どもと子育て家庭を地域と住民、関連団体などが一体となり、支えていく温かみのあるまちづくりを目指し、各種施策を推進していく必要があります。

■視点1 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を推進します。

■視点2 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を推進します。

■視点3 サービス利用者の視点

社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を推進します。

■視点4 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体、企業や地域社会を含めた社会全体で、様々な担い手の協働の下に立った取組を推進します。

■視点5 仕事と生活の調和の実現の視点

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会に向け、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進め、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた取組を推進します。

■視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、地域の実情に応じて切れ目のない支援への取組を推進します。

■視点7 全ての子どもと家庭への支援の視点

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する子どもや家族を含め広く全ての子どもと家庭への支援という観点から、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進め、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を推進します。

■視点8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取組を推進します。

■視点9 サービスの質の視点

人材の資質向上を図るとともに情報公開やサービス評価など実施し、第三者からの客観的意見を反映させながら対策を推進します。

■視点10 地域特性の視点

利用者のニーズ及び必要とされる支援策には、本町の地域特性を踏まえて、主体的な取組を推進します。

3 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任をもっていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、全ての子どもが、地域の人とふれあい、地域の人に見守られながら、健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。子育ては親がしなくてはならない、という考えにしばられずに、地域と家庭がゆるやかにつながることで、健全な子育て親育てにつながります。

(3) 事業者の役割

働いている全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

4 基本目標と取組方針

基本理念の実現に向けて、「第1期新富町子ども・子育て支援事業計画」より継続し、7つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 地域における子育ての支援

核家族化や個々のライフスタイルの多様化から、家庭や地域における子育てのノウハウの継承が難しくなり、育児等の不安感や負担感を解消できずにいる保護者が増えています。

このため、子どもの幸せを第一に考え、町民一人ひとりが子育て家庭を支える意識をもって行動するまち、地域ぐるみで支えるまちの実現を目指し、全ての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

【取組方針①】 地域における多様な教育・保育サービスの充実

- 保護者の就労形態は多様化しており、それに併せて教育・保育ニーズも多様化していることから、本計画における量の見込や確保の内容による需給計画を通じて、定数の増減や利用者数の動向に配慮しつつ、認定こども園への移行など事業計画に沿って対応します。
- 一時預かり事業（一時保育事業）、延長保育事業、病児・病後児保育事業等の多様な保育ニーズについても、利用者の動向に配慮しながら、本計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって推進します。また、病児保育事業など新規事業にも取り組みます。
- 多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう、保育士、幼稚園教諭等の研修等を通じて、教育・保育の質の向上に取り組みます。主任研修会等を開催し、保育士のスキルアップにつなげており、今後も町主催の研修会を継続して開催します。

【取組方針②】 子育て支援のネットワークづくり

- 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援サービス等のネットワークづくりに取り組むとともに、子育てに関する相談や子育て関連の情報提供を行います。
- 町のホームページや広報紙、新富子育てまっぴ等を活用し、子育てに関するわかりやすい事業内容や、その事業の拠点を掲載した地図などの最新情報を提供します。今後も、子育て世帯の集まる場所を中心に情報提供を実施します。

【取組方針③】 子どもの健全育成

- 公民館、保健センター等の公的施設を活用した各種ふれあい事業を開催するとともに、町内私立保育園、NPO法人が主催する交流事業を支援し、子どもの健全育成を図るために様々な活動を推進します。また、健康診査時に絵本の読み聞かせなどを実施し、子どもの健全育成につなげています。

基本目標2 母子の健康の確保及び増進

母子が心身ともに健康で生活できるよう、乳幼児期の各種健診をはじめ母子保健事業の充実を図るとともに、母親の育児の不安の解消・緩和につなげるための相談体制の強化を推進します。

また、乳幼児期から正しい食習慣について指導するとともに、小中学校における健康安全教育を推進します。

さらに、思春期保健対策や母性・父性の育成を推進し、次代の親づくりとなる基盤の構築に取り組みます。

今後は、病後児保育の充実も図ります。

【取組方針①】母子の健康の確保

- 母子の健康の保持・増進のために、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の交付、母親学級等の実施にあわせ、定期的な妊婦健康診査の受診の必要性を啓発し、妊娠中の健康管理について保健指導の充実・強化を図ります。乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等を実施し、健康管理について、保健指導の充実・強化を図っていきます。今後も全ての母子のために健康の保持、増進、保健指導を実施します。
- 子どもの発達・発育支援、育児不安軽減を図るため、保育園や幼稚園、支援学校等との連携の下、乳幼児健康診査や各種相談を実施します。今後も、病院などの専門機関を活用し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

【取組方針②】「食育」の推進

- 保育所（園）、学校、子育て支援機関、行政で行っている食育の意識啓発を行うとともに、食生活改善推進員の協力を得ながら、年代別に食育を行い、生活習慣の基礎となる食について指導していきます。また、各学校においては、学校経営案等を作成し、児童生徒への健康安全教育を推進します。今後、様々な方法で食育の意識啓発に努めていきます。

【取組方針③】思春期保健対策の充実

- インターネットの進展に伴い雑多な情報が簡単に入手できるようになることから、正しい情報を提供していくために、個別の性教育や子宮頸がん予防接種、性感染症予防に関する知識、思春期講座等を実施し、学童期、思春期における心の問題の支援に努めます。今後は、学校のほか、子育て支援事業や家庭においてインターネットの適切な活用ができるよう情報提供を進めます。

【取組方針④】小児医療の充実

- 関係機関と連携を図りながら、小児医療の充実に取り組み、新たなクリニックの開業など、充実を図ります。今後は、小児医療に加え、病後児保育の充実を図ります。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

多世代の交流活動を推進し、男女共同参画社会の理解を深めるための活動に取り組みます。
また、各学校において特色を生かした取組を推進し、教育環境の整備を進めます。また、学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、地域住民と関わり、様々な話を聞くことによって子どもたちの豊かな心の育成に努め、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

【取組方針①】次世代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てる大切さを、次代の親となる世代（児童生徒）が十分理解できるよう、学校や地域が連携して、乳幼児等のふれあいなどの体験的な学習に取り組みます。併せて乳幼児と小学校との交流活動を通して保育所（園）と小学校の連携強化を図ります。多世代の交流活動を推進し、男女共同参画社会の理解を深めるための活動に取り組みます。

【取組方針②】学校教育の充実

- 小中学校において、子どもの生きる力を育むため、確かな学力の向上を図るとともに、豊かな心の育成、健やかな体の育成に努めます。また、各学校において特色を生かした取組を推進し、教育環境の整備を進めます。

【取組方針③】家庭や地域の教育力の向上

- 都市化、核家族化や地域コミュニティの希薄化等により、家庭や地域での教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育に関する知識や情報の提供、講演会等の充実、地域子育て支援センターを中心にした対応を継続します。また、健診やイベントなどを活用し、家庭教育に関する知識や情報の提供を併せて行います。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安全に、安心して過ごすために、公園施設のバリアフリー化を進め、障がい者にも優しく暮らせるまちづくりを推進していきます。

今後においては、中古住宅や公営住宅の改修を行い、子育て世帯にとって暮らしやすい住環境に整備します。

【取組方針】

- 公園施設のバリアフリー化を進めるとともに、通学路や公園等における防犯設備の整備を推進し、安全確保に努めます。また、防犯パトロールによる各種団体と一体となった防犯活動につなげていきます。
- 良好な住宅・生活環境の確保（公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用、シックハウス対策の推進）に向けて、ニーズの正確な把握に努める中、新築住宅及び中古住宅取得者に対し、経費の一部助成を行い、子育て世帯の定住につなげます。今後においては、中古住宅や公営住宅の改修を行い、子育て世帯にとって暮らしやすい住環境に整備します。良好な生活環境を確保し、シックハウス対策に努めます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

近年、女性の社会的進出が急速に進み、結婚・出産しても働き続ける女性が本町でも多くなっています。仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える、働きやすい環境づくりが必要とされています。

このため本町では、県、事業主、地域住民、関係団体等との連携を強化し、広報・啓発・情報の提供を図り、子育てをしながらも、安心して働くことができる体制を整えます。

【取組方針】

- 多様な働き方の実現及び働き方の見直しのために、就労支援の普及啓発（育児休業の取得率向上）、「働き方の見直し」の普及・啓発を行います。また、多様な働き方に対応できるよう、延長保育や休日保育、一時預かり、ファミリーサポート事業の推進を図り、今後も、体制整備を進めます。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、本計画における教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業において待機児童が発生しないよう取組を進めており、今後も施設整備や人材育成・確保に努めます。

基本目標6 子どもの安全の確保

子どもを犯罪や交通事故等から守るために、地域住民と協力し、子どもたちの登下校時の見守り活動等をはじめとして、関係機関等と連携した活動を推進し、地域全体で子どもの安全の確保に努め、子どもの一人歩きに不安を感じなくても済むまちづくりに取り組みます。

【取組方針】

- 「チャイルドシートの正しい使用の徹底」や「学校付近や通学路におけるパトロール活動の推進」を中心として、「犯罪等に関する情報の提供の推進」や「犯罪・事故等の被害から子どもを守るための取組」を進めています。今後もボランティアやNPO、地域組織、学校、PTAなど各種関係機関と連携し、地域一体となった防犯活動を推進します。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対策、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援に取り組みます。

また、ひとり親家庭からの様々な相談に応える体制づくりや、経済的支援・就労支援等を通じて、自立につながる環境整備を進めます。

障がい児に対しては、サービスを適切に選択・利用できるよう、福祉施策・教育環境の充実に努めるとともに、障がいの原因となる疾病や事故の予防・防止、障がいの早期発見・早期対応を推進します。平成30年度からは障がい児福祉サービスの提供等を示した障がい児福祉計画に基づく、各種施策を推進しています。また、本町においては、保育所（園）において、保育を必要とする心身に障がいのある児童の集団生活への適応及び児童相互の健全な成長、発達を促すための保育を行っています。

【取組方針】

- 要保護児童対策地域協議会では、個別ケース検討会議を開催し、要保護児童に限らず、要支援児童にまで拡大し、検討を行い、その結果を代表者会にて各小中学校長、保育園長、関係機関の所属長に新富町の現状を報告し、情報開示を依頼するなど、今後も子ども・家庭の相談に対応できる専門性をもった組織づくりを強化します。
- 乳幼児期の健康診査及び訪問指導・巡回訪問等の情報を就学時健診時に提供するとともに、栄養相談・保健相談を実施します。今後も各健診の受診率の向上、障がいの原因となる疾病や事故の予防・早期発見・早期治療を推進し、母体の健康と胎児、乳幼児の健やかな発育を図るため適切な事業を継続します。
- ひとり親家庭に対し、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保及び経済的支援策について、総合的な対策に努め、ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図ります。
- 経済的困難を抱える家庭への支援については、関係機関と連携してネットワークを構築、相談等の支援を推進するとともに、状況の把握に努め、学習支援等、必要な施策の展開を図ります。
- 保育所（園）等や放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

第4章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 設定についての考え方

- 「量の見込」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所（園）等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることになっています。
- 教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込」、「確保方策」を設定する単位です。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点 1 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要がある。

視点 2 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要である。

(2) 本町における教育・保育提供区域の考え方

町内の認可保育所に通う児童は、保護者自身の居住地や職場への通勤経路等を考慮して、利用可能な保育所（園）を選択しています。そのため、認可保育所の所在する近隣の地域からだけでなく、町内の広範囲から認可保育所に通園しています。

利用者は、教育・保育提供区域にとらわれることなく、町内全体から、最も適切な認可保育所を選択できるため、町内全域から保育所（園）を選ぶという傾向は変わらないものと考えられます。

また、今後の整備面からみると、町内全域を1区域とすることで、現状の認可保育所の配置状況等も十分に検討しつつ、必要とする人が利用しやすいよう、町全体での需給バランスを考慮した計画策定が可能になります。

こうした点を踏まえ、区域設定は、現状の教育・保育提供体制を十分に勘案し、需給調整を適正に行うことを基本として、町全域を1区域に設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業は、町全体として、個々の事業の利用実態に合わせた事業展開を行っており、区域設定を設けて事業を行っているわけではありません。

したがって、地域子ども・子育て支援事業も、町内全域を1区域に設定し、事業の態様に応じて柔軟に対応できる体制をつくります。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を基本としつつ「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、現状の提供状況等を加味し、見込量を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園） ＜ひとり親、共働きであるが、幼稚園を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所（園）） ＜ひとり親、共働き家庭＞	3～5歳
3号認定③（認定こども園及び保育所（園）＋地域型保育事業） ＜ひとり親、共働き家庭＞	0～2歳

②需要量と確保の方策

令和2年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所（園） ＋地域型保育	—	—	—	210人	108人
	認定こども園及び幼稚園	171人	—	—	—	—
	幼稚園	—	7人	—	—	—
	認定こども園及び保育所（園）	—	—	346人	—	—
	合計①	171人	7人	346人	210人	108人
確 保 方 策 （ 提 供 量 ）	特定教育・保育施設※ ¹	180人	360人		220人	110人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人		0人	0人
	確認を受けない幼稚園※ ²	0人	0人		0人	0人
	地域型保育事業※ ³	0人	0人		0人	0人
	合計②	180人	360人		220人	110人
	②－①＝	9人	7人		10人	2人

※1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和3年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所（園） +地域型保育	—	—	—	108人	76人
	認定こども園及び幼稚園	159人	—	—	—	—
	幼稚園	—	6人	—	—	—
	認定こども園及び保育所（園）	—	—	318人	—	—
	合計①	159人	6人	318人	108人	76人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	180人	360人		155人	100人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人		0人	0人
	確認を受けない幼稚園※ ²	0人	0人		0人	0人
	地域型保育事業※ ³	0人	0人		0人	0人
	合計②	180人	360人		155人	100人
	②-①=	21人	36人		47人	24人

※1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和4年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所（園） +地域型保育	—	—	—	105人	76人
	認定こども園及び幼稚園	144人	—	—	—	—
	幼稚園	—	5人	—	—	—
	認定こども園及び保育所（園）	—	—	239人	—	—
	合計①	144人	5人	239人	105人	76人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	160人	350人		150人	100人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人		0人	0人
	確認を受けない幼稚園※ ²	0人	0人		0人	0人
	地域型保育事業※ ³	0人	0人		0人	0人
	合計②	160人	350人		150人	100人
	②-①=	16人	106人		45人	24人

※1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和5年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所（園） +地域型保育	—	—	—	104人	74人
	認定こども園及び幼稚園	128人	—	—	—	—
	幼稚園	—	3人	—	—	—
	認定こども園及び保育所（園）	—	—	162人	—	—
	合計①	128人	3人	162人	104人	74人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	150人	300人		150人	100人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人		0人	0人
	確認を受けない幼稚園※ ²	0人	0人		0人	0人
	地域型保育事業※ ³	0人	0人		0人	0人
	合計②	150人	300人		150人	100人
	②-①=	22人	135人		46人	26人

※1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

令和6年度

		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見 込 量	認定こども園及び保育所（園） +地域型保育	—	—	—	103人	74人
	認定こども園及び幼稚園	115人	—	—	—	—
	幼稚園	—	2人	—	—	—
	認定こども園及び保育所（園）	—	—	100人	—	—
	合計①	115人	2人	100人	103人	74人
確 保 方 策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	150人	200人		150人	100人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	0人		0人	0人
	確認を受けない幼稚園※ ²	0人	0人		0人	0人
	地域型保育事業※ ³	0人	0人		0人	0人
	合計②	150人	200人		150人	100人
	②-①=	35人	98人		47人	26人

※1 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

※2 現行の私学助成制度のまま、運営を行う幼稚園

※3 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

確保方策の考え方

現状では、基本的に待機児童のいない状況が続いています。こうしたことから、現在の保育所（園）に実情にあった利用定員の設定をお願いし、現体制（保育所、幼稚園（町内幼稚園は私学助成の予定））での確保が可能と考えます。

【幼児教育・保育無償化への対応】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

施設種別	対象となる子ども	内容	
幼稚園	3～5歳	新制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。	
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業	0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全ての子どもの利用料が無償化されます。	
施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されません。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

（2）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所（園）等の施設の意向に即し、認定こども園の普及促進を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園、保育所（園）と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人ひとりの心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所（園）又は地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込を踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所（園）又は地域型保育事業の整備を行います。

特に、現在、0歳児の子どもの保護者が、保育所（園）等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所（園）又は地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できるように環境整備について検討するとともに、企業への啓発等についても併せて検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」を基本としつつ「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、現状の提供状況等を加味し、見込量を設定しました。

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や情報の提供等を行います。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	229人	139人	137人	135人	134人
②確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

現在実施している3か所（八幡子育て支援センター、子育て応援スポットあんのん、のぞみ保育園子育て支援センターはぐくみ）で実施します。利用者のニーズに対応できる提供体制を確保するとともに、より身近で利用しやすい環境を構築します。

②ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

※現在は実施していない事業ですが、今後必要性がある事業として検討していきます。

対象年齢

0歳児～5歳児、1年生～6年生

単位

人(年間延べ利用者数)

需要量と確保の方策

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	10人	10人	10人	10人	10人
②確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人
高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	10人	10人	10人	10人	10人
②確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

利用ニーズの把握に努め、必要に応じて検討します。

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	100人	100人	100人	100人	100人
②確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

通常の教育時間と連続的に行われる保育であるため、施設の意向に基づき、教育を実施する認定こども園又は幼稚園において実施します。

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	100人	100人	100人	100人	100人
②確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

通常の教育時間と連続的に行われる保育であるため、施設の意向に基づき、教育を実施する認定こども園又は幼稚園において実施します。

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において、保育することが一時的に困難になった子どもを保護者の代わりに保育所（園）等で保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	500人	409人	330人	253人	191人
②確保方策	500人	409人	330人	253人	191人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

現在、実施している保育所（町内私立保育園全10園）において対応していきます。

④延長保育

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所（園）等で保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人（利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	315人	258人	208人	160人	121人
②確保方策	315人	258人	208人	160人	121人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

通常の保育時間と連続的に行われる保育であるため、施設の意向に基づき、保育所において実施します。

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもの保育を一時的に保育所(園)等で行います。

※現在は、病後児保育事業のみの実施ですが、今後は病児を含め検討していきます。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人(年間延べ利用者数)

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	329人	269人	218人	167人	121人
②確保方策	329人	269人	218人	167人	121人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

現在、事業を実施している保育園(のぞみ保育園、ひとつせ保育園)にて対応していきます。利用したいとする保護者が適切に利用できるよう、制度の周知に努め利用促進を図ります。

⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の健全な育成を行います。

対象年齢

小学校1年生～6年生

単位

人(利用者数)

需要量と確保の方策

低学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1年生	150人	140人	130人	130人	120人
	2年生	100人	90人	80人	80人	70人
	3年生	80人	70人	70人	70人	60人
②確保方策		330人	300人	280人	280人	250人
②-①=		0人	0人	0人	0人	0人
高学年		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	4年生	22人	20人	18人	21人	18人
	5年生	12人	10人	0人	0人	0人
	6年生	4人	4人	4人	3人	3人
②確保方策		38人	34人	22人	24人	21人
②-①=		0人	0人	0人	0人	0人

学校外における子どもの受入れについては、子どもの安全を確保した上で、低学年の受入れを優先的に、既存の施設で高学年まで受入れが可能な場合は、高学年の受入れに向け、支援員の確保に努めます。

⑦妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者

妊婦

単位

人（年間受診者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	120人	120人	120人	100人	100人
②確保方策	120人	120人	120人	100人	100人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

委託契約を締結した医療機関において実施します。また、母子保健担当課において、妊婦の健康状態を把握しながら、保健指導を実施し、妊婦の健康増進に努めます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対象年齢

0歳児

単位

人（年間訪問乳児数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	105人	97人	88人	79人	71人
②確保方策	105人	97人	88人	79人	71人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

母子保健担当課において、保健師等による家庭訪問を行い、子育て支援に関する個別相談や情報提供、養育環境の把握に努めます。

⑨ 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭に適切な支援を実施します。

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	38人	35人	32人	28人	25人
②確保方策	38人	35人	32人	28人	25人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

養育支援事業については、乳児家庭全戸訪問事業と合わせ、今後も、要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に、家庭や子どもに関する課題を共有し、適切な支援が引き続き行われるよう連携を図ります。また、支援に関しては、養育支援訪問事業を活用することにより、家庭や子ども、あるいは妊産婦が安心・安全かつ安定した日常生活を営むことができるよう努めていきます。

⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

※現在は未実施の事業ですが、今後必要性のある事業として検討していきます。

対象年齢

0歳児～5歳児、小・中学生

単位

人(年間延べ利用人数)

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受皿が必要とされてきていることから、一層の事業周知を行い、養育が必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

⑪利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保の方策

基本型・特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人
母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	0人	0人	0人	0人	0人
②確保方策	0人	0人	0人	0人	0人
②-①=	0人	0人	0人	0人	0人

子育て担当課にて、必要に応じ相談・助言等を行いながら、関係施設や事業等との利用調整、情報提供を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

子ども・子育て支援制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、教育・保育施設の設置や小規模保育等の運営を促進します。

需要量と確保の方策

設定の必要なし。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に示す基本的な方向により、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図ります。

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

少子化や就労形態の多様化に対応し、誰でもいつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、親子のふれあいの場の創出に努めます。

併せて、必要な人に情報が届くように情報発信力の向上に努めます。

② ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

ファミリー・サポート・センターの活動について継続的に周知・啓発活動を実施します。

③ 一時預かり事業

幼稚園の通常の保育時間終了後の預かりなど、定期的な利用のほか、緊急での預かりを必要とする保護者の増加が予測されることから、事業者と調整し、量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実を図ります。

④ 延長保育

就業形態の多様化に伴い、ニーズが高くなることが予測されることから、事業者と調整し、制度の更なる充実や設備等の整備や人材の確保を図ります。

⑤ 病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、風邪の流行期など時期により利用度の差が大きい事業ですが、ニーズは高い事業であることから、実施施設に委託する等、事業の実施方法を検討します。

⑥ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

幼稚園、保育所（園）、小学校と連携を密にし、放課後や長期休業期間における安全かつ安心な居場所づくりを推進するため、計画的に施設整備を行うとともに指導員の人材確保、育成に努めます。

今後も、保育審査基準に基づいた適切な指導の受入れによる保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を要する児童への対応や指導員の確保を図ります。

併せて、平成30年に発表された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」との一体的な活用を検討します。

また、以下に新・放課後子ども総合プランの取組方針を記します。

【令和6年度までの取組方針】

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学している全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。
- 放課後児童クラブ及び地区住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを、小学校を利用して実施します。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型に向けた検討を行います。

⑦ 妊婦健康診査

母子保健の観点から継続して実施する必要があります。そのため、安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性の周知を行い、受診率の向上を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭にとって重要な事業であることから、母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供に継続的に取り組んでいきます。

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行います。

⑩ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭や地域の子育て機能の低下などに伴い、児童の一時的な受皿が必要とされてきていることから、一層の事業周知を行い、緊急一時利用やDV被害者への対応など、必要なサービスが提供できるよう努めます。

⑪ 利用者支援事業

関係施設や事業者と連携を密にし、情報収集を行い、利用者が円滑に教育・保育施設や子育て支援事業を利用できるよう、情報提供を行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新規事業のため、今後、方向性を検討します。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規事業のため、今後、方向性を検討します。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防・早期発見・早期対応・再発防止のための取組が必要です。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本町においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細かな対応を一層充実し、発生予防・早期発見・早期対応、再発防止のための取組を進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする妊産婦や子どもの家庭を早期に把握するとともに、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援を行い、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもが住み慣れた地域で、みんなと一緒に暮らすためには、公的なサービスの充実とともに、町民一人ひとりが障がいのある子どもに対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもの健全な発達を支援するために、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行い、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育を提供できるよう努めます。併せて、本人や保護者に十分な情報提供を行い、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

また、自閉症・学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の発達障がいを含む障がいのある子どもについては、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じた適切な教育上必要な支援等に努め、子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。併せて、幼稚園教諭・保育士等の資質や専門性の向上を図ります。

さらに、認定こども園・幼稚園・保育所(園)等の教育・保育施設や地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がいのある子どもの受入れを推進します。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

働きやすい職場環境の整備	教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。
育児休業等制度の周知	企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。併せて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。

第5章 計画の推進体制

1 町民や関係機関等との連携

本町においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係各課間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

2 計画の推進・点検体制

計画の実効性を確保するためには、定期的なフォローアップが必要です。

そのため、新富町子ども・子育て会議において、個別事業の進捗状況（アウトプット）と計画全体の成果（アウトカム）で点検、評価を行い、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、計画に定めた量の見込が実際の利用状況等と乖離している場合など、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。

1 新富町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 25 日

条例第 21 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、新富町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第61条第7項の規定により、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施調査に関する事。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する知識を有する者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に係る事業に従事する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、第2条に規定する事項を審議するため、会議を開くことができる。

2 前項の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

3 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し意見を聴き、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(意見)

第8条 子育て会議は、町長に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 新富町子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 12 月 25 日

規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新富町子ども・子育て会議条例（平成 25 年新富町条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 条例第 3 条の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

新富町子ども・子育て会議委員

職名
新富町教育委員会委員代表
新富町立小学校校長代表
スクールアシスタント代表
主任児童民生委員
新富町内私立保育園園長代表
新富町内幼稚園園長代表
NPO 法人（町内 NPO 法人代表）
保護者（町内小学校 PTA 会長代表）
保護者（町内保育所保護者会会長代表）
保護者（町内幼稚園保護者会会長代表）
文教厚生常任委員会委員長
文教厚生常任委員会副委員長

3 新富町子ども・子育て会議委員名簿

任期 令和元年6月26日 ～ 令和3年6月25日

(令和元年5月1日現在)

役職	氏名	所属	備考
会長	大木 俊二	文教厚生常任委員会委員長	
副会長	宇都宮 正和	新富町内私立保育園園長代表	
委員	下村 豊	文教厚生常任委員会副委員長	
〃	居積 秀吉	主任児童民生委員	
〃	中山 スズ子	主任児童民生委員	
〃	清 芳邦	新富町内幼稚園園長	
〃	井上 あけみ	NPO法人ライフカンパニー新富代表者	
〃	羽田野 治	保護者（町内小学校PTA代表）	
〃	出口 清貴	保護者（町内保育園保護者会代表）	
〃	黒木 大輔	保護者（町内幼稚園保護者会代表）	
〃	崎田 茂樹	新富町教育総務課対策監	
〃	羽田野 由美	教育委員代表	
〃	森山 聖一	新富町富田小学校校長	

第2期新富町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発 行：新富町 福祉課 児童福祉子育て支援係
〒889-1493
宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491 番地
T E L 0983-33-1293